

令和7年 第1回定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和7年3月 4日 開会

令和7年3月17日 閉会

美 深 町 議 会

令和7年第1回定例会
美深町議会会議録
第1号（令和7年3月4日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第10号乃至議案第15号の提案説明
- 第 5 予算特別委員会の設置
- 第 6 議案第3号乃至議案第6号の提案説明
- 第 7 議案第7号の提案説明
- 第 8 議案第8号の提案説明
- 第 9 議案第9号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について
- 第10 発議第1号 美深町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
- 第11 報告第1号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第12 休会日の決定

◎出席議員（10名）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 木 下 広 悠 君 | 2 番 望 月 清 貴 君 |
| 3 番 中 瀬 亮 太 君 | 4 番 名 取 明 美 君 |
| 5 番 欠 員 | 6 番 田 中 真奈美 君 |
| 7 番 小 口 英 治 君 | 8 番 藤 原 芳 幸 君 |
| 9 番 和 田 健 君 | 10 番 荒 川 賢 一 君 |
| 11 番 南 和 博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長 草 野 孝 治 君 副 町 長 川 端 秀 司 君

総務課長	中江勝規君	企画商工観光課長	小野勇二君
住民生活課長	桜木健一君	保健福祉課長	小林一仙君
農務課長	山崎義典君	建設水道課長	中林秀文君
会計管理者	後藤裕幸君	総務グループ主幹	内山徹君
企画グループ主幹	渡辺善美君	経済産業グループ主幹	前田直久君
生活環境グループ主幹	川端健君	税務グループ主幹	中野浩史君
保健福祉グループ主幹	和田政則君	農業グループ主幹	加藤保昭君
建設林務グループ主幹	田畑尚寛君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	杉本力君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	元岡友之君	教育グループ主幹	前田貴也君

◎農業委員会

農業委員会会長	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	竹田哲君
--------	------	------	------

◎議会事務局

事務局長	竹田哲君	事務局副主幹	服部満君
------	------	--------	------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は 10 名全員出席です。定足数に達していますので令和 7 年第 1 回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により議長において 8 番 藤原議員、9 番 和田議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から 17 日までの 14 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本定例会の会期は本日から 17 日までの 14 日間と決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第 3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告をいたします。まず閉会中の議長の動向及び各委員会の活動等につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中、議長が受理しました陳情等について申し上げます。配合飼料価格高騰に対する生産者支援についての要望書他 2 件であり、議会側議案に写しを添付しております。次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。町長から損害賠償の額の決定、美深町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び美深町税条例の一部を改正する条例、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、以上 3 件の専決処分報告。代表監査委員から令和 6 年度後期定期監査報告。令和 6 年度後期財政援助団体等監査及び随時監査の報告。令和 7 年 2 月実施の例月出納検査報告書は議会側議案に写しを添付しています。次に本定例会の議案につ

いて申し上げます。長側提出のものは新年度予算 6 件、条例の一部改正 2 件、預託金及び融資限度額 1 件、補正予算 4 件の合計 13 件です。議会側提出のものは条例の一部改正 1 件、委員会報告 1 件です。次に説明員については一覧表を配布しています。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 議案第 10 号乃至議案第 15 号の提案説明（町政執行方針及び教育行政執行方針説明）

○議長（南 和博君） 次、日程第 4 議案第 10 号 令和 7 年度美深町一般会計予算乃至議案第 15 号 令和 7 年度美深町下水道事業会計予算までの各会計予算を一括議題とします。この際、令和 7 年度町政執行方針及び教育行政方針について町長並びに教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

草野町長。

○町長（草野孝治君） おはようございます。執行方針に先立ちまして、この度、岩手県大船渡市で発生いたしました平成以降最大の山林火災は被害が拡大しており、報道のとおり 2 月 26 日の発生から 7 日目を迎え、依然として鎮圧の目途が立っておりません。住宅など 84 棟以上が延焼し、多くの住民の皆様が避難されております。被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い収束を願うばかりです。それでは令和 7 年第 1 回定例会の開会にあたり令和 7 年度の町政執行方針を申し上げます。一昨年 4 月に行われた統一地方選挙において、町民の皆様から多大なるご支援を賜りまして町政運営を担わせていただくことになり、早いもので間もなく 1 期 4 年間の折り返しに差し掛かります。この間、町民との対話を進めつつ、さらには町議会からの政策提案をいただく中、10 年後、20 年後の美深町の未来を見据え、町民、団体、自治会、企業など多様な主体による地域の力を基本に限られた資源を最大限に活用し、第 6 次美深町総合計画の実現に向けた事業に取り組んで参りました。引き続き、人口減少をはじめとする幾多の課題解決に向けた施策に着実に取り組む所存でございます。さて、昨年を振り返りますと、元日に能登半島地震が発生し、その後さらに被災地を豪雨が襲うなど自然災害が猛威を振るいました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに一刻も早い復興をお祈りいたしております。世界におきましては、アメリカでトランプ大統領が誕生し、関税を盾にした政治手法が世界経済に及ぼす影響は先が見通せず、さらに長期化するロシア・ウクライナ戦争、イスラエル・パレスチナ紛争などを背景としたエネルギー価格や物価の高止まりと人件費の高騰は引き続き企業の活動と町民の生活に大きな影響を及ぼしております。今、全国の自治体では担い手不足や医療福祉の充実、地域交通の確保など、共通する多くの困

難な課題に直面しながらも地域の特性やポテンシャルを最大限発揮しながら持続可能なまちづくりに取り組んでおります。美深町でも町民の皆様、議会議員各位の知恵とご協力をいただきながら、第6次美深町総合計画「未来へ続く笑顔溢れるまち美深」の実現に向け、引き続き着実に推進して参ります。町民の皆様、議員各位の格別なご理解とご協力をお願い申し上げます。令和7年度は、第6次美深町総合計画がスタートし5年目を迎えます。大型事業が続くため財源をどのように確保していくか、課題が多いことから重点的かつ効率的な予算となるよう各部署と十分に議論して参りました。令和7年度予算の歳入につきましては、町民税では個人所得の動向や経済情勢を、固定資産税では景気の後押しによる設備投資や新規店舗の開業を勘案し、全体で前年度対比6.7%の増を見込んでおります。また、地方交付税は人件費の上昇や物価高騰などの影響を加味し、前年度対比1.7%の増を見込んでおります。歳出につきましては、エネルギーをはじめとする物価と人件費の上昇が経常経費を押し上げる中、昨年から始まった名寄地区一般廃棄物中間処理施設の建設や、新年度はじまる町民体育館のアスベスト除去、耐震工事などの改修工事、その後、令和9年度中の開設を目指す特別養護老人ホーム移転改築工事といった複数の大型事業を抱え、多額の財源が必要な状況となっております。こうした厳しい財政運営が求められる中にあっても、現在行政サービスを維持しながら、さらなる安全・安心のまち、誰もが安心して笑顔で快適に暮らすことができる優しいまちを目指して全力で取り組んで参ります。各会計の予算額につきましては、一般会計は前年度対比119.2%の60億7,300万円で、9億7,800万円の増。国民健康保険特別会計は前年度対比99%の5億6,760万円で580万円の減。後期高齢者医療保険特別会計は前年度対比104.5%の9,230万円で400万円の増。介護保険特別会計では、前年度対比99.8%の6億310万円で140万円の減。簡易水道会計は前年度対比146.4%の2億7,631万5千円で、8,753万5千円の増。下水道事業会計は、前年度対比103.8%の3億8,817万4千円で、1,431万8千円の増。6会計の当初予算総額は80億48万9千円となり、令和6年度当初予算と対比して15.5%の増となりました。以下、第6次美深町総合計画に掲げる5つのまちづくりの目標に沿って、町政執行の考え方を説明いたして参ります。はじめに1、人と自然が調和する快適で安全なまちについて申し上げます。環境保全・環境衛生の推進について申し上げます。美しい自然環境の保全と快適で住みよい環境づくりを目指し、環境と調和した循環型社会の形成とゼロカーボンの推進に取り組んで参ります。有害鳥獣対策につきましては、近年、捕獲頭数が増えているヒグマ、エゾシカ、アライグマなどの捕獲対策として、電気牧柵整備事業やアライグマ捕獲用トラップ購入支援事業を継続して実施し、鳥獣被害対策実施隊との連携に重点を置きながら人的被害や農

作物の被害の抑止に努めるとともに、駆除従事者の育成を支援して参ります。ごみ処理関係につきましては、天然資源の枯渇や廃棄物の増加を食い止め、ごみの減量、減容化を進めるため3R、リデュース、リユース、リサイクル運動を引き続き推進して参ります。また、名寄地区衛生施設事務組合が実施する次期一般廃棄物中間処理施設の建設につきましては、令和9年度の共用開始に向けて、構成市町村と連携し推進するとともに、分別区分や手数料の変更などの情報についても随時町民の皆様にご周知を図って参ります。簡易水道事業会計について申し上げます。簡易水道事業につきましては、令和6年4月から北部簡易水道事業と中央簡易水道事業を統合し、1つの公営企業会計として運営を開始しました。令和7年度は、中央簡易水道配水管更新工事及び実施設計業務のほか、更新期限を迎える量水器の取替工事、計画的な消火栓の更新工事などを実施して参ります。また、公営企業会計に移行後の経営分析等下水道事業会計とともに実施し、それぞれ令和8年度からの10年間の経営戦略の改定を行って参ります。以上によりまして、支出予算額合計2億7,631万5千円となります。給水戸数の減少や離農などにより給水収益は減少傾向となっておりますが、経常経費の節減と施設の保守管理に留意し、安定した水の供給に努めて参ります。下水道事業会計について申し上げます。下水道事業につきましては、令和6年4月から公営企業会計として運営を開始しました。令和7年度も引き続き長寿命化計画に基づく機械設備などの改修工事を実施するほか、下水道法に基づき令和7年度以降5カ年の事業計画について見直しを行う美深町公共下水道事業計画変更業務を実施して参ります。以上により支出予算額合計3億8,817万4千円となります。経常経費の節減に努めるとともに、公共下水道施設個別排水処理施設の維持管理業務委託を継続して、環境・公衆衛生の維持に努めて参ります。道路・交通網の整備について申し上げます。道路交通網は、住民の生活や産業経済活動を支え、地域間交流を促進する重要な基盤であります。町道につきましては、円滑な交通と安全性の向上を図るため、橋りょう長寿化事業及び路面・区画線の補修を行うとともに、北4丁目道路を含む3路線の道路整備を実施して参ります。除排雪につきましては、民間委託を継続し、冬期間の交通網の確保と地域経済の活性化を図って参ります。公共交通につきましては、高齢者や学生などにとっては生活に必要不可欠な移動手段でありますことから、引き続き仁宇布線デマンドバス、恩根内線路線バス、市街地フレンドバス、デマンド型乗合タクシーを継続し、交通体制の確保に努めて参ります。宗谷本線の維持を含む鉄道に関する課題につきましては、引き続き北海道や宗谷本線活性化推進協議会、上川地方総合開発期成会などの関係団体と連携し、JR北海道とともに利便性の向上と利用促進の取り組みを推進して参ります。住宅の整備について申し上げます。住宅の整備につきましては、長寿命化計画に基づく南団地公営住宅改修工事を実施

するほか、現在の公営住宅等の現状を踏まえ、今後の活用方法や整備方針を定めた美深町公営住宅等長寿命化計画を改定し、更新コストの削減と有効活用の検討を進め、安全・安心な住環境の維持に努めて参ります。土地の有効利用について申し上げます。土地の有効利用につきましては、自然環境と調和した街なみの保全と公園や緑地・街路樹の適切な維持管理に努め、快適で機能性の高い市街地環境整備を推進して参ります。消防体制の充実について申し上げます。頻発する自然災害や複雑多様化・大規模化する各種災害への対応と高度化・専門化が進む消防・救急体制の強化に継続して取り組むとともに、消防設備や装備の充実を図りながら、地域の安心・安全確保に努めて参ります。地域住民にとって身近な存在である消防団につきましては、引き続き入団希望者の加入促進に取り組むとともに関係機関との連携強化、各種訓練の充実を図り消防団の活性化に努めて参ります。火災予防につきましては、住宅用火災警報器の設置や更新周知を継続し、合わせて防火査察や違反是正など防火指導を積極的に展開するとともに老朽消火栓の更新を引き続き行って参ります。令和7年度においても緊急通報システム端末機の更新や、救急救命士病院実習により高度な処置が可能となる有資格者を養成し、救急現場から速やかに医療機関へ収容できるよう救急隊の技術研鑽に努めて参ります。防災体制の充実について申し上げます。災害時における住民の生命や財産を守るため、防災資機材や災害用備蓄品の整備を図るとともに、美深町地域防災計画に基づき防災意識の高揚や防災知識の普及に努めるほか、自治会ごとに設置されている自主防災組織と連携し、住民参加型の実践的な防災訓練の実施や避難・被害状況の早期把握や気象情報などの収集、さらには災害情報の伝達などの危機管理を充実し、防災体制の強化に努めて参ります。交通安全・防犯対策の推進について申し上げます。誰もが交通事故に遭わないよう各種交通安全集会などを通じ、交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関と連携し、交通安全啓発施設を整備して参ります。また、昨年度に引き続き美深町地域安全推進協議会を通じ、高齢者ドライバーなどの運転免許証返納のきっかけづくりとして運転免許証返納支援事業に取り組みます。防犯対策では引き続き関係機関と連携をとりながら特殊詐欺などの被害防止に向けた啓発活動を行い、住民の防犯意識の高揚を図って参ります。情報化の推進について申し上げます。情報基盤施設の適切な管理と防災情報端末、防災情報アプリ、SNSの利活用促進により災害時などの情報伝達体制を確保するとともに、暮らしに役立つ様々な情報の共有により生活の質の向上と地域経済の活性化を推進して参ります。各種情報を安全かつ円滑に提供するため、堅牢な情報セキュリティ対策を維持し、個人情報の保護に努めて参ります。また今、国が積極的に進めているデジタル化についても少子高齢化と担い手不足に対応できるようAIの活用を視野に入れた検討を進めて参ります。消費生活対策の推進について申し上げます。近

年多様化、巧妙化する特殊詐欺や悪質な訪問販売から消費者を守るため、防災情報端末機を活用した迅速な情報提供や広報誌による丁寧な啓発活動を推進するとともに、広域で行う消費生活相談の利用促進を図って参ります。次に2、地域産業の新たな飛躍へ挑戦するまちについて申し上げます。農業の振興について申し上げます。農業を取り巻く情勢は経営者の高齢化や担い手の減少に加え、長期化するロシア・ウクライナ戦争などによる飼料、肥料、燃料等の農業資材価格の高止まり、地球温暖化による食料生産の不安定化など目まぐるしく変化しております。また、国は令和6年6月に食料・農業農村基本法を改正し、農業の構造的な転換に向けた事業の実行により持続可能な成長を推進するとしております。美深の農業においても将来に渡って持続的に発展できるようこれまでの継続事業に加え、新たに家畜暑熱対策支援事業に取り組み、個別の課題に対応した諸施策を推進して参ります。担い手の育成確保について申し上げます。担い手の育成確保は持続的に発展する美深の農業を推進するため、もっとも重要な課題です。新規就農希望者の受入や農業後継者への支援、農業経営継承組織の活動に対し、引き続き国や北海道と連携した取り組みを進めて参ります。また次世代を担う農業者に対し、引き続きの農業関係機関と連携し、学習の場の提供に努めて参ります。農業後継者のパートナー対策につきましては、農業後継者育成推進協議会が中心となり、婚活に意欲のある独身農業者への支援を推進して参ります。環境保全と多様性を高める農業の推進について申し上げます。地球温暖化と呼ばれる昨今、環境負荷の低減による環境との調和、化学肥料の低減やスマート技術等の導入などによる生産性の向上が求められております。土壌診断や堆肥分析に基づく土づくりをはじめ、堆肥などの有機物を活用した地域資源循環型のクリーン農業の推進や廃プラスチック対策への支援などを継続し、安全・安心で高品質な農畜産物の生産と環境に配慮した取り組みを推進して参ります。併せて地域の共同活動として取り組む農村環境・地域資源の保全活動などに対しても引き続き支援して参ります。経営基盤の安定強化について申し上げます。労働力確保支援対策事業やかぼちゃ収穫支援など不足する労働力を確保するための取り組みに対して支援を行い、農業生産を維持できる体制を構築して参ります。また生産条件の不利な地域における農業生産活動の継続を目的とした中山間地域への支援のほか、家畜伝染病の発生予防やまん延防止措置を講じるため家畜防疫対策推進事業に対する支援を継続するほか、農業者が行う排水不良農用地の暗きょ、明渠排水改良に対する小規模土地改良事業を引き続き実施し、農業生産力の向上と経営の安定化を図って参ります。生産性向上と魅力ある農業の推進について申し上げます。がんばる美深農業支援事業により、引き続き水稻、畑作、酪農、畜産事業など総合的な支援を講じます。堆肥を活用した土づくり、スマート農業機器の導入、新しい生産技術や作物の導入など意欲ある取り組みに対する支

援、園芸作物推進のためのビニールハウス導入、有害鳥獣による農作物被害防止のための電気牧柵の設置、重量作物であるかぼちゃの収穫支援、生乳増産を目指した乳用雌牛確保に対する支援などに引き続き取り組んで参ります。水稻・畑作につきましては、環境保全型農業直接支援交付金事業に継続して支援するとともに、経営所得安定対策についても引き続き支援して参ります。酪農・畜産につきましては、酪農ヘルパー事業への継続支援のほか、家畜暑熱対策の支援を新たに実施して参ります。農業振興センターでは効果的な土づくりや新たな作物の導入、新たな生産技術の検討などについて、農業者や農業関係機関と連携して取り組むとともに、各種農業情報の提供や6次産業化への支援を継続して参ります。農用地の有効利用について申し上げます。経営者の高齢化や担い手の減少により農業者の減少さらには耕作放棄地の発生が懸念され、農地の集約化などに向けた取り組みが課題となっています。令和6年度中に人・農地プランに変わる地域計画を策定し、これまでどおり農用地利用改善団体による話し合いのもと、農地中間管理機構への利用権設定等を促し、農地の有効活用と遊休農地の発生防止に努めて参ります。林業の振興について申し上げます。林業の振興につきましては、民有林活性化推進事業による支援を柱とした持続的な林産業振興と担い手対策の取り組みを推進して参ります。森林づくりでは、美深町森林整備計画に基づいて森林の持つ多面的機能である洪水・土砂流出防止など公益的機能の発揮を目指して参ります。併せて、株式会社SUBARUとの美深町内の森林保全活動等の具体化に関する基本協定や、昨年、株式会社K O S Eと締結したデコルテ森林づくり活動協定に基づく持続的な森林整備の取り組みも進めて参ります。森林認証を取得した町有林においては、森林管理に欠かせない作業路保全や野そ駆除を行い、認証材の品質向上と利用促進を図り、脱炭素に貢献する森林づくりに取り組んで参ります。商工業の振興について申し上げます。本町の商工業は、人口減少や消費行動の広域化、エネルギー価格の高騰など様々な要因により厳しい経営環境にあります。商工業者の経営安定化を図るため、商工会事業への支援や中小企業への資金調達支援を継続し、新規開業や事業承継に向けた人材確保・育成を推進して参ります。さらに快適な住まいづくりと商工業振興事業につきましては、魅力ある店舗づくりを支援し、住宅の新築・改修・解体への支援を通じて建設業の振興と地域経済の活性化を図って参ります。企業誘致・創業支援につきましては、商工業担い手支援制度が定着し、新規開業者が増加しております。今後も支援制度のPRを強化し、創業支援を推進するとともにテレワークを活用した新しい働き方の研究を続けて参ります。観光の振興について申し上げます。観光振興につきましては、コロナ禍で減少した入込客が徐々に回復してきております。引き続き観光協会を中心に地域の特性を活かした観光商品づくりを推進し、観光施設の適正な維持管理に努めるとともに、町内イベン

トや美深町観光大使10周年記念事業などに支援を行って参ります。びふかアイランドにつきましては、美深町の観光拠点であるほか、保健保養、住民福祉の向上を図る公共的なサービスを提供している重要な施設でもあるため、管理運営する美深振興公社の安定経営に向けて財政・組織機構の両面の改善が図られるよう国の活性化起業人制度も活用し、支援を行って参ります。また、仁宇布地区の体験型観光、トロッコ王国美深や平成7年の樹液サミット開催から、30年を記念する白樺樹液春まつりの開催など、地域資源を活かした取り組みにも必要な支援を行って参ります。新たな産業の振興について申し上げます。チョウザメ事業につきましては、飼育環境や技術が向上し、安定的な魚肉とキャビア販売に向けて進展しております。仁宇布川発電所の工事により、河川からの直接取水に切り替えるなど、施設管理方法が変更となりトラブルも発生しております。今後リスク管理を念頭に置きながら必要な対策を講じつつ、経費抑制と管理作業の省力化に努め、品質向上や生産拡大を目指して参ります。また北海道大学や水産試験場などとの連携を継続し、飼育技術のさらなる向上と人材育成・確保に繋げて参ります。就労対策・勤労者福祉の充実について申し上げます。就労対策につきましては、小規模事業者の新規雇用に対する経費や研修費用を支援し雇用を促進して参ります。また、海外人材の受入れ支援を継続し、事業経営に必要な人材の確保と育成を図るとともに、求職者の就職活動を支援するため、職業訓練や資格取得に対する費用助成を行って参ります。さらに事業所の共済制度加入促進を支援し、労働者の福祉向上を推進して参ります。次に、3次代を生き抜く力と豊かな心を育むまちについて申し上げます。教育の振興について申し上げます。深刻さを増す少子高齢化や混迷する世界情勢と社会を取り巻く環境が変化する中で、次代を担う未来ある美深の子どもたちが生涯に渡って主体的に学び続け、自らの人生を切り拓いてく力を身につけるため、家庭、学校、地域が一体となり美深の子どもを育むとともに、美深の町民一人ひとりが芸術・文化やスポーツに親しみ、心豊かで健やかな生活が送られるよう各世代における学びの場の確保を図り、教育行政の推進に努めて参ります。幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うためにも重要であり、幼児一人ひとりの特性や発達の過程に応じた質の高い教育及び保育の推進に取り組めます。学校教育では知・徳・体を基本に子どもたちの個性や創造性、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、故郷を想う心やたくましく生き抜く力を育てる教育活動やICTを活用したGIGAスクールの推進を図るため、小中学校のタブレット端末の更新を図るとともに、教職員の働き方改革を進めるため校務支援システムを導入し事務の効率化とデジタル化の推進に取り組んで参ります。また、教職員住宅の修繕を計画的に行うとともに、教育環境の充実を図るために必要な教具・教材の整備を行い、子どもたちが安心して学ぶことができるように教育環境の充実に努め

て参ります。特色ある教育の推進では、仁宇布小中学校山村留学、英語教育の推進と美深高等学校教育振興協議会、美深高等養護学校協力会を通じて魅力ある学校づくりに対する支援に努めて参ります。教育現場における子育て支援につきましては、幼児センターにおける保育サービス、子育て支援室での相談支援や未就園児に対する遊びの場の提供、放課後児童クラブや子ども教室での居場所づくり、幼児センターや学校給食の保護者負担の軽減を継続するとともに、高騰する食材料費に対応する給食費の検討を進めて参ります。子どもたちのスポーツ文化活動につきましては、こどもスポーツ文化未来基金による活動の支援を行って参ります。社会教育と芸術文化活動の推進では、多様な学習機会の場の提供と充実に努めるとともに、町民の主体的な生涯学習活動の推進を図るため、優れた芸術文化に触れる機会の提供や文化団体・サークル活動への支援を行って参ります。また、町民の皆様方が安心して利用できるよう開館から27年を迎える生涯学習活動の拠点であります文化会館COM100の計画的な改修と修繕を進めていくための総合診断業務に取り組みます。スポーツ活動の推進では、関係各団体と連携し、各種大会や合宿誘致に取り組むなどスポーツによるまちづくりの推進に努めるとともに、国際スキー連盟FIS公認のエアリアルコースで開催される大会への支援も継続して参ります。スポーツ活動の拠点として町内外の方々にご利用いただいている町民体育館の老朽化に伴う課題解決を行うため、耐震化とアスベスト除去を主体とした町民体育館改修工事に令和7年度と令和8年度の2ヵ年間取り組んで参ります。これまでご利用いただいている皆様にはご不便をおかけしますが、工事期間中の代替施設の確保を含めて対応して参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。また、利用者が安心して利用できるよう体育施設の維持管理に努めるとともに、計画的に取り組んでいるスキー場索道設備の補修工事を進めて参ります。次に

4 健やかに安心して暮らせるまちについて申し上げます。健康づくり・医療の充実について申し上げます。

町民が健康で長く安心して暮らせるよう健康診断、がん検診、予防接種等を継続するとともに各団体と連携を図り、健康づくり講演会、ヘルスアップ教室、出前講座等の健康講話を実施し保健・予防活動の充実に努め、健康寿命の延伸を目指して参ります。各種検診は受診率の改善に向け、受診勧奨と継続受診を引き続き推進して参ります。がん検診は特に大腸がん検診後の精密検査の未受診者が多いことから、早期治療に結びつくよう精密検査の受診勧奨に重点を置き、重症化予防に繋げて参ります。感染症対策では、各種予防接種の助成を継続するとともに、新たに定期接種となる带状疱疹ワクチン補助を実施し、感染症の発症と重症化の予防に努めて参ります。美深厚生病院は救急医療、入院治療のほか、特定健診などの予防活動や予防接種業務を担う拠点病院であります。施設設備や医療機器の更新にかかる費用を支援し、医療の充実と療養環境の向上を図って参

ります。子育て支援の充実について申し上げます。児童福祉法改正に伴い、子ども家庭センターを設置し、安心して子どもを産み育てられる支援体制を整えます。また、子育てガイドブックを作成し、妊娠から出産・育児まで子育てに関する情報をわかりやすく提供して参ります。さらに、子ども・子育て支援法に基づき新たに妊婦のための支援として妊婦のための支援給付金を給付し、妊娠等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を実施して参ります。乳幼児やひとり親家庭等における医療費助成を継続し、子どもたちをまちの宝としてまち全体で支え支援して参ります。高齢者支援の充実について申し上げます。高齢者が安心して暮らし続けられるようフレイル予防に取り組むとともに、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの取り組みを引き続き推進して参ります。また、高齢者が健康を維持し生きがいを持って暮らせるよう、高齢者の社会参加や外出支援、生きがいづくりの取り組みに対して支援を継続して参ります。近年の気候変動の影響により、夏季の高温が厳しくなっていることから、社会福祉施設の冷房設備設置を支援し、利用者の熱中症リスクの軽減と生活環境の改善を図るほか、社会福祉法人の経営支援、介護施設の車両更新など体制整備を進めて参ります。障がい者支援の充実について申し上げます。障がい者支援では介護・訓練等の給付、相談支援・日常生活用具給付をはじめとする地域生活支援事業など障がい者福祉サービス、医療費助成制度など継続し生活や就労を支援して参ります。また、第7期障がい者福祉計画に基づきノーマライゼーション等の普及啓発や関係機関との連携・協力により、障がい者の方々が地域で安心して生活していくための環境づくりを進めて参ります。地域福祉の充実について申し上げます。少子高齢化の進行やライフスタイルが多様化する中、全ての人々が安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、関係機関と連携を図るほか、地域福祉に重要な役割を担う団体や事業への支援を継続して参ります。社会保障の充実について申し上げます。全ての住民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して生活を送ることができるよう、関係機関と連携し国民健康保険制度、介護保険制度、後期高齢者医療保険制度の安定的かつ健全な運営と国民年金制度や生活保護制度の周知、啓発、相談に努めて参ります。国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険特別会計は加入者数において、被保険者数、世帯数ともに減少を見込んでおり、このことに伴い医療費・高額療養費についても減少傾向となっていることから、前年度対比1%減の予算を計上しております。北海道の国民健康保険運営方針で示された加入者負担の公平化を基本とした令和12年度の北海道統一保険料率に向けた取り組みにおいては、令和7年度より国民健康保険税の資産割を廃止していくことから、町民の皆様へ随時周知を図って参ります。また特定健診及び特定保健指導の推進により、疾病の早期発見・早期治療を促進し、医療費の抑制に努め、引き続き安定した

制度として持続できるよう財政運営責任主体である北海道と連携して事業の推進に努めて参ります。後期高齢者医療保険特別会計について申し上げます。後期高齢者医療保険特別会計は、後期高齢者医療制度に加入する被保険者保険料とその保険料の徴収や納付などに掛かる費用として前年度対比4.4%増の予算を計上しております。引き続き保険料の完納と充実した窓口サービスの提供に努めて参ります。介護保険特別会計について申し上げます。介護保険特別会計は、第9期事業計画の2年目となり、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなどの推計から、保険給付費は前年度対比0.1%増となります。介護保険制度やサービス内容について住民への情報提供を継続して参ります。また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されたことを踏まえ、認知症についての啓発活動と認知症カフェを充実させ、予防や介護者への負担軽減を図るとともに認知症サポーター養成講座や講演会などを継続し、地域で支える体制の充実に努めて参ります。最後にみんなでつくる自立したまちについて申し上げます。住民参加のまちづくりの推進について申し上げます。まちづくりの推進に向けて町民をはじめとする企業・団体などとの協同の地域活動を基本にまちの魅力を一緒につくり上げる共創の取り組みを推進して参ります。また、地域の中心となる人材を育成するためまちづくり自主研修事業補助金を活用し、町民と町職員が自ら企画する研修事業を支援することで町民が自らまちの将来を考え、行政と一体となって積極的にまちづくりに参画している体制を継続して参ります。自治会活動の推進につきましては、地域活動の拠点となるコミュニティ・センターの計画的な改修を行い、地域住民の積極的な参加を促進して参ります。さらに自治会の地域計画に掲げる地域づくりの推進や、安全・安心な地域環境整備などの取り組みに対してがんばる自治会応援事業交付金を活用しながら継続して支援して参ります。男女共同参画の推進につきましては、職場や地域などあらゆる分野において性別に関係なく活躍できる社会の実現を目指し、継続した啓発活動を推進して参ります。行政情報の効果的な発信につきましては、広報モニターの意見などを参考に毎月発行される町広報誌や防災情報端末機、町ホームページ、SNSなどによる適切な情報発信を行うとともに、まちづくり推進町民会議や子どもたちを対象にしたまちづくり未来トークの実施など様々な機会を設けて町民の意見を広く聴く機会を確保し、広聴活動を推進して参ります。関係人口の創出について申し上げます。移住定住を推進するため、移住体験住宅貸付事業を継続し、移住フェアでの情報提供や移住者への住宅改修支援も行って参ります。また、地域おこし協力隊の積極的な任用に向け、インターン制度の活用や募集方法の工夫を行い地域の活力維持に努めて参ります。姉妹町であります福岡県添田町や株式会社SUBARU、群馬県太田市などこれまで築いてきた文化的・経済的な交流を大切にしながら継続した取り組みを推進して参ります。東京美深会、

札幌美深会との交流につきましては、定期的な情報交換を図るとともに交流事業を継続できるよう美深ふるさと会の活動を支援して参ります。さらに北海道大学との連携協定に基づき、美深町での学生実習受け入れも継続して行って参ります。行政経営の充実について申し上げます。本町の財政は、人口減少や高齢化によって町税などの財源の大きな伸びが期待できない一方で、物価の高騰・高止まり、さらには一般廃棄物中間処理施設建設、特別養護老人ホームの移転改築設計、町民体育館のアスベスト除去・耐震工事、し尿処理している名寄衛生センターの老朽化による名寄市の下水道終末処理施設の拡充工事など大型支出が軒並み続く厳しい状況にあります。最小の経費をもって最大の効果が得られるよう行政改革の推進や行政評価に基づく的確な行政サービスの提供に努めるとともに、上川管内をはじめ北海道内の自治体との連携を推進し、日々新たなる行財政運営を図って参ります。自主財源の根幹となる町税などにつきましては、適正かつ公正な課税に取り組むとともに上川広域滞納整理機構との連携により、収納率の向上に努めて参ります。ふるさと寄附金事業につきましては、個人からのふるさと納税に加え、企業版ふるさと納税により、全国の方々に寄附を通じて本町に興味をもっていただき、まちづくりに広く参画してもらえよう関係事業者と連携し、本町の資源や特色を活かした事業展開を図って参ります。公共施設等に要する維持経費の縮減に努め、高止まりが続く燃料費の節約を図ることによってCO₂の排出を抑制し、環境負荷を軽減して参ります。さらに公共施設等の計画的な整備を進めるため、昨年度から策定を進めております立地適正化計画にあわせて、都市再生整備計画を策定し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を推進して参ります。災害等非常時の業務継続対応につきましては、業務継続計画の実効性を確保するため、ネットワーク環境を含むOAシステムの適切な管理と更新を実施するほか、文章のデジタル化やネットワーク回線の冗長化を含めた安全対策を検討し、安定的かつ効率的な運用に努めて参ります。組織の維持・発展に不可欠な職員の育成につきましては、人事評価制度、定期的な人事異動及び職場内研修の充実による個々の能力の底上げと、職場外の研修への派遣や自主研修制度の積極活用の後押しにより、職員の自主性を醸成し、もって組織の活性化に努めて参ります。以上、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。令和7年度の町政執行方針といたします。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 令和7年第1回定例会の開会にあたり、教育行政執行方針を申し上げます。町民の皆様並びに町議会の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。急速に進むデジタル技術による社会の変革や地球環境問題、少子高齢・人口減少、国際情勢の不安など、子どもたちや私たち大人を取り巻く環境において日常生活や価値観、仕事の進め

方など大きく変化しており、複雑で予測困難な状況が続いております。このように厳しい現実社会を次代を担う美深の子どもたちが自らの夢と未来を切り拓くための生きる力とふるさとを想う心や人を思いやる心、大切に育む教育の充実に取り組んで参ります。町民一人ひとりが心豊かに健やかに潤いのある生活を送ることができるよう、次代を生き抜く力と豊かな心を育むまちを基本目標とする第6次美深町総合計画の幼児教育から学校教育、社会教育、芸術・文化、スポーツの5つの分野にわたる教育施策を着実に推進して参ります。はじめに幼児教育の充実についてでございます。幼児期は生涯にわたる人格形成、義務教育とその後の教育の基礎が培われる重要な時期です。幼児センターでは様々な体験活動や集団活動を通して、育みたい資質・能力を育成するとともに幼児一人ひとりの特性に応じた質の高い教育と保育の推進に努めて参ります。また、小学校への円滑な接続ができるように幼児と児童の交流を図るとともに教職員の連携にも取り組んで参ります。幼児センターで行う子育て支援については預かり保育、一時保育、時間外保育を継続し、未就園児や子育て世代の交流の場を確保するため、子育て支援室や遊びの広場を開設いたします。その他、子どもたちが安心して屋内外で遊ぶことができるように幼児センターの適切な維持管理と環境整備を行って参ります。学校教育の充実について申し上げます。義務教育については、学校教育目標である知・徳・体を基本にふるさとを想い未来に夢と希望を持ち、予測困難な時代を生き抜き、たくましく成長できるよう学習指導要領による知識及び技能、思考力、判断力、表現力など、学びに向かう力、人間性など3つの柱に基づき、何を学ぶかだけでなく、何ができるようになるかを明確化するとともに主体的・対話的で深い学びを目指す教育活動を着実に推進します。また、学校と地域が連携協働する学校運営協議会、コミュニティ・スクールを通じた地域とともにある学校づくりを推進し、保護者や地域から声を教育活動に活かした取り組みと、地域資源の活用などにより、ふるさと美深への愛着と誇りを持ち、社会に貢献できる次代を担う人材の育成に努めて参ります。急速なデジタル社会の到来に対応するため、国が教育のITC化に向けて推進しているGIGAスクール構想で令和2年度に整備した小中学校児童・生徒のタブレット端末の更新に取り組めます。ICT機器は令和時代における学校のスタンダードとして、鉛筆やノートと並ぶ学習教材となりつつあります。このタブレット端末による学習によって先生と児童生徒という縦の関係だけではなく、児童と生徒同士という横の関係である協働的な学びが行われており、小学校と中学校で差が生じないよう教職員の研修を進めるとともにSNS普及時代にトラブルを未然に防止するため、児童・生徒に対し適切に情報活用ができるよう情報リテラシー教育を行って参ります。また、教職員の働き方改革として学校事務の効率化を進めるため校務支援システムを導入して、学校事務のデジタル化の推進に取り組んで参

ります。いじめや不登校への対応について、いじめの積極的な認知と組織的な対応、不登校児童生徒への初期段階からの組織的・計画的な支援に努めるほか、学校における情報共有の徹底と保護者や関係機関との連携を図り、未然防止、早期対応に取り組んで参ります。その他、北海道教育委員会の協力を得てスクールカウンセラーを各小中学校の要望に応じた派遣を行い、こども相談センターなどの相談窓口に関する情報の提供に努めて参ります。特色ある教育活動と魅力ある学校づくりを推進するため、幼・小中高養学校合同教育懇談会を定期的で開催し、幼児センターから高校までの校種の枠を超えて連携して、美深の子どもたちの教育の推進を図って参ります。特別な教育的支援を必要とする子どもたちについては、障がいの状態に応じた就学活動が行えるよう、特別支援員を配置し支援を行って参ります。学校給食は安全第一を基本とし、美味しい給食の提供と地元産の食材を利用したふるさと給食を通じて、食育の推進に取り組むとともに、給食費の保護者負担の軽減を継続して参りますが、世界情勢の不安等による食材料費の高騰に対応するため適切な給食費の在り方について協議も進めて参ります。教育環境の整備については、子どもたちが安心・安全で学べる教育環境の充実と教育活動に必要な教具・教材の配備に努めて参ります。その他、学校教育施設や教員住宅の適切な維持管理、計画的な修繕による環境整備を行って参ります。高等学校教育について申し上げます。美深高等学校は、地元の道立高校として小規模校の特性を活かし、大学、専門学校などへの進学に向けた教職員の手厚い学習サポートが行われており、その他にも通信講座や模擬試験をはじめとする学習環境の充実、キャリア育成のための資格取得に対する支援を行うなど、生徒確保に向けて魅力ある学校づくりの取り組みを進め成果を挙げております。このような取り組みを地域で支えていくため、美深高等学校教育振興協議会を通じた教育活動に対する支援と、大学等への進学を支援する美深高等学校卒業生奨学金制度を継続し、魅力ある学校づくりに対する支援に努めて参ります。美深高等養護学校については、道北地域の特別支援教育の中心的な学校で、美深はもとよりこの地域に欠かせない大切な学校です。これまで北海道の特別支援学校配置計画で、臨時学級減となっていた窯業科が令和7年4月から再開となります。生徒と地域との繋がり、寮生活による生活面の学習や交流などの優れた面を広めるなど生徒の社会的自立に向けた取り組みを美深高等養護学校協力会をとおして町全体で支援するよう取り組んで参ります。社会教育の充実について申し上げます。社会教育の充実については、町民の皆様が心豊かに生きがいのある暮らしと活力あるまちづくりが推進できるよう生涯学習活動の拠点である文化会館COM100を中心に、幼児から高齢者までの多様な学習機会の場の提供を行うとともに、コロナ禍以降活動が低迷している文化団体やサークル活動の支援に努めて参ります。青少年の健全育成では、見守り活動や体験・交流活動の推進を

図るため、青少年育成協議会と連携して取り組んで参ります。次代を担う美深の子どもたちの様々なスポーツ・文化活動を応援するため、こどもスポーツ文化未来基金によるスポーツ・芸術・文化活動について応援サポートをして参ります。子どもたちの放課後の安心・安全な居場所づくりと学習交流活動を推進するため、放課後健全育成事業に取り組んで参ります。芸術・文化活動の推進について申し上げます。芸術文化活動は、人の心の潤いや刺激を与え、心豊かに生きがいのある生活を送る上で大切なものであります。地域に根差した活動に取り組む文化団体への支援の継続と、優れた芸術・文化に触れる機会の提供や、町民の生涯学習活動の成果を文化会館ＣＯＭ１００を利用して披露や発表をできる場を提供するよう努めて参ります。町内外の方々に素晴らしい音響と評価されているＣＯＭ１００文化ホールを活用した自主事業開催や、音楽等などの文化活動に対する支援を行って参ります。文化会館ＣＯＭ１００は開館から２７年を迎え、これまでも音響設備の更新や冷暖房設備の更新など大規模修繕を行って参りましたが、今後も計画的に改修・修繕を進めていくため、施設全体の総合診断業務に取り組み、総事業費の把握に努めて参ります。また、町民が郷土の歴史に関心を持ち、学び、後世に伝えていけるようまちの歴史資料の収集と保存、展示により、歴史や文化の伝承に努めて参ります。スポーツ活動の推進について申し上げます。スポーツ活動の推進では、町民一人ひとりが自らの健康の保持促進や体力増進を図ることができるよう町民が参加する各種大会の開催やスポーツ団体への支援の継続とスポーツによるまちづくりを推進するため、エアリアルを中心とするアスリートの育成強化、冬季スポーツをはじめとする各種大会の開催、合宿の誘致等について町内外の関係団体と連携協力をして取り組んで参ります。体育施設では、町民が安全で快適にスポーツを楽しむ活動の場であり、指定管理者と委託事業者による効率的な管理運営と利用者の利便性の向上と利用促進に努めて参ります。また、本町のスポーツ活動の拠点として町内外の方々にご利用いただいている町民体育館の老朽化に伴う課題解決を図るため、耐震化対策とアスベスト除去を主体とする町民体育館改修工事に令和７年度と８年度の２年間で取り組んで参ります。これまで町民体育館をご利用いただいている団体、個人の皆様には大変不便をおかけしますが、工事期間中の代替施設の確保を含め対応を進めて参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。その他計画的に実施しているスキー場の索道設備の補修工事を行うとともに、町民の皆様をはじめ、利用者が快適にスポーツ活動を行えるようスポーツ施設の適切な維持管理に努めて参ります。以上、令和７年度教育行政執行方針とします。

○議長（南 和博君） 以上で令和７年度各会計予算に関する町長の町政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針の説明を終了します。

◎日程第 5 予算特別委員会の設置

○議長（南 和博君） 次、日程第 5 予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。本定例会に提案されています、議案第 10 号 令和 7 年度美深町一般会計予算乃至議案第 15 号 令和 7 年度美深町下水道事業会計予算までの各会計予算を議長を除いた全議員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上審査することにしたいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って議案第 10 号乃至議案第 15 号の各会計予算は議長を除く 9 人の議員を委員として構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議席番号 1 番 木下議員から 10 番 荒川議員までを指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って予算特別委員会の委員は木下、望月、中瀬、名取、田中、小口、藤原、和田、荒川各議員の 9 名に決定しました。ここで暫時休憩します。議長から、委員会条例第 8 条の規定により、予算特別委員会を招集します。正副委員長の互選及び予算審査の日程を決定するようお願いします。再開は概ね 11 時 30 分といたします。

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午前 11 時 27 分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。諸般の報告をいたします。休憩中に予算特別委員会が開かれ、正副委員長の互選並びに予算委員会の日程を決定し、その結果が議長に報告されました。委員長に小口委員、副委員長に藤原委員が就任しております。また予算特別委員会は 3 月 13 日、14 日の 2 日間と決定しております。

◎日程第 6 議案第 3 号乃至議案第 6 号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第 6 議案第 3 号 令和 6 年度美深町一般会計補正予算（第 9 号）乃至議案第 6 号 令和 6 年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）を一

括して議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第 3 号乃至議案第 6 号で提出しております、一般会計、後期高齢者医療保険特別会計、介護保険特別会計及び簡易水道事業会計の補正予算につきまして、一括して提案説明を申し上げます。はじめに議案第 3 号 令和 6 年度美深町一般会計補正予算（第 9 号）について説明を申し上げます。まず歳出であります、今回の補正予算につきましては、主に道路、橋りょう事業を始めとする令和 6 年度事業の事業量の減や入札減に伴う執行残などの減額のほか、ふるさと納税による寄附金や普通交付税のうち次年度以降の臨時財政対策債の償還分など各種基金に積み立てるための積立金として追加するものであります。次に、歳入であります、只今申し上げた歳出予算にかかる特定財源の整理が主な補正内容となっております。なお、美深町立地適正化計画策定業務の入札減に伴う執行残の整理により、第 2 表のとおり継続費を補正致します。また、社会保障・税番号制度関係事務事業における国の仕様変更によるもののほか、物価高騰重点支援給付金給付事業や P C B 廃棄物処分事業の 3 つの事業において年度内の完了が困難となったことから、第 3 表のとおり繰越明許費として定めるものでありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。債務負担行為につきましては、第 4 表のとおり 2 件の追加、町債につきましては、第 5 表のとおり事業費の確定に合わせて過疎債 6 件の借入額の変更を行います。以上によりまして、一般会計の補正額は歳入・歳出それぞれ 1 億 3,924 万 3 千円を減額し、補正後の総額は歳入・歳出それぞれ 51 億 3,633 万 3 千円となるものであります。次に、議案第 4 号 令和 6 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 4 号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、広域連合へ納付する事務費負担金の確定に伴い減額をするものであります。これによりまして、後期高齢者医療保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ 48 万 7 千円を減額し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ 8,985 万 7 千円となるものであります。次に議案第 5 号 令和 6 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、保険給付費について施設サービス給付費や高額介護サービス等費などが増加傾向にあることから、所要の補正を行うものであります。保険給付費内で整理していることから、介護保険特別会計の補正後の予算総額は 6 億 1,774 万 1 千円に変更はございません。議案第 6 号 令和 6 年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的支出において入札減などにより仮払消費税が減ったため、消費税及び地方消費税を追加するものであります。これによりまして収益的支出を 10 万円追加する者であります。よろしくご審議いただき原

案ご決定下さいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは議案第 3 号についてご説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧いただきたいと思います。議案第 3 号 令和 6 年度美深町一般会計補正予算（第 9 号）。令和 6 年度美深町一般会計補正予算（第 9 号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） ここで暫時休憩します。再開は午後 1 時 1 5 分といたします。

休憩 午後 1 2 時 1 4 分

再開 午後 1 時 1 4 分

○議長（南 和博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次、桜木住民生活課長。

○住民生活課長（桜木健一君） それでは、別冊配布の議案第 4 号の説明をいたします。議案第 4 号 令和 6 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 4 号）。令和 6 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林一仙君） それでは議案第 5 号の説明を申し上げます。別冊の議案書をご覧ください。議案第 5 号 令和 6 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）。令和 6 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 中林建設水道課長。

○建設水道課長（中林秀文君） それでは議案第 6 号のご説明を申し上げます。議案第 6 号 令和 6 年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）。令和 6 年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で、議案第 3 号乃至議案第 6 号の説明を終了します。

◎日程第 7 議案第 7 号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第 7 議案第 7 号 美深町情報公開個人情報保護審査会

条例及び職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第7号 美深町情報公開・個人情報保護審査会条例及び職員の給与に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は刑法第9条、刑の種類において懲役及び禁錮が拘禁刑に一本化されたことに伴いこれを定めている2本の条例を改正するものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） 議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。議案第7号

美深町情報公開・個人情報保護審査会条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。美深町情報公開・個人情報保護審査会条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきまして資料で説明いたします。3ページをお開き下さい。この条例改正につきましては、改正趣旨に記載していますように刑法等の一部を改正する法律におきまして、刑法における刑の種類の内、懲役及び禁錮が拘禁刑に一本化されたことから、これを定めている2本の条例について懲役及び禁錮を拘禁刑に改正するものでございます。1つ目の改正概要として拘禁刑の創設理由とその下に刑法の新旧が比較できるように表を掲載しましたので、表をご覧いただきたいと思います。この表の左側改正前の規定でございますが、懲役それから禁錮という刑がございますが、表の右側、改正後はこれらが拘禁刑に一本化されることがおわかりいただけると思います。この懲役あるいは禁錮が定められている町が所管する条例が2本ございまして、1つには美深町情報公開・個人情報保護審査会条例でもう1つは職員の給与に関する条例でございます。次のページをご覧いただきたいと思います。ここにそれぞれの条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧ください。この改正によりまして改正前に定められている禁錮と懲役という文言は全て拘禁刑に改められることがおわかりいただけると思います。最後に附則でございますが、第1項は施行期日の規定でございます、この条例は新旧対照表の下に書いてありますよね。この条例は令和7年6月1日から施行することを規定してございます。第2項から第4項、こちらは経過措置に関する規定でございます。第2項は施行日前にした行為の処罰の適用に関する規定でございます。第3項は、ちょっと長文でわかりにくいのですけれども、簡潔にいきますと施行後にした行為に対して従前の例によることとされる罰則を適用する場合の経過措置でございまして、旧刑法の禁錮や懲役と同じ刑期、期間となる有期の拘禁刑とすることを規定してございます。第4項は令

和7年6月に支給する期末手当の一時差し止めにあたって疑義が生じないようにするための見なし規定ということになってございます。以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第7号の説明を終了します。

◎日程第8 議案第8号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第8号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第8号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は国において男女ともに仕事と育児・介護の両立ができるよう民間労働者及び国家公務員における超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡充などの法改正が行われたことから、本町においても国に準じた改正を行うものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の6ページでございます。議案第8号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について。職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきましては8ページで説明させていただきます。この条例につきましては、改正趣旨にございますが、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる社会を目指して民間労働者におきましては、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されてございます。国におきましても人事院規則が改正されまして、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現や介護離職防止のための仕事と介護の両立を支援するための制度が強化されましたことから、本町においても国に準じた改正を行うものでございます。1つ目の改正概要をご覧いただきたいと思います。大きく2つの改正を行うものでございます。1つには超過勤務の免除の対象となるこの範囲を拡大する改正でございます。現在、超過勤務免除の制度として三歳未満の子を持つ職員が子どもの養育のために超過勤務の免除を請求した場合には、超過勤務をさせてはならないということになってございますが、これを小学校就学の始期に達するまでの子、これまで拡大するものでございます。もう1つは仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境、これを整備するものでございまして、家族の介護の必要性が生じた職員に対して両立支援制度の周知、それから意向確認を行うことや研

修の実施、相談体制を整えるなどして介護離職を防止するための環境整備を行うものでございます。これらの改正にかかる条項について新旧対照表で示しておりますのでご覧いただきたいと思います。それと表の下、附則について説明いたします。第1項につきましては、施行期日の規定でこの条例は令和7年4月1日から施行することと、次項いわゆる第2項につきましては公布の日から施行することを規定してございます。この第2項の経過措置に関する規定でございますが、この改正条例によって養育する子の年齢が拡大された超過勤務の免除につきましては、施行日以後に適用されることとなりますけれども、請求行為につきましてはこの条例の施行日前でも行うことができる旨を規定してございます。次の第3項は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正でございますが、これは職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例にかかる改正附則の改正でございまして、地方公務員法の一部改正に伴いまして条ずれが生じておりますので、これに対応するものでございます。以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第8号の説明を終了します。

◎日程第9 議案第9号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第9号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第9号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について提案説明申し上げます。この制度につきましては、美深町内に働く勤労者の福祉の向上と定着を図るため北海道労働金庫の運用原資として預託をし、勤労者の福祉資金として貸付を行うものでありまして、令和7年度に預託する金額及び融資限度額を定めようとするものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。12ページです。議案第9号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について。美深町勤労者福祉資金融資条例に伴う預託金及び融資限度を令和7年4月1日から次のとおりとする。1つ預託金は500万円、2番の預託の金融機関につきましては、北海道労働金庫名寄支店でございます。3つ目、融資限度額につきましては750万円といたします。これらはこれまでと変わらない内容となっております。以上で議案第9号の説明とさせていただきます。

きます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第 9 号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第 9 号について採決します。議案第 9 号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第 9 号は可決されました。

◎日程第 10 発議第 1 号 美深町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第 10 発議第 1 号 美深町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。本件の提出者は藤原議員、賛成者は小口、和田、名取、田中各議員です。この際提出者の藤原議員から本件について提案説明をいただきます。

8 番 藤原君。

○8 番（藤原芳幸君） それでは議会側議案 8 ページになります。発議第 1 号について提案説明を申し上げます。本件の提出者は私藤原、賛成者は小口、和田、名取、田中の各議員になります。美深町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び美深町議会会議規則第 14 条の規定により提出いたします。10 ページの資料になります。新旧対照表について説明をいたします。はじめに今回の改正趣旨ですが、2 つの要因から改正する内容となっております、先ほどの長側の議案第 7 号による美深町情報公開及び個人情報保護審査会条例の改正と専決されました美深町個人情報保護条例の改正と同じ改正内容となっております。まず 1 つ目につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会の形成基本法等の一部を改正する法律により、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律が改正されたことにより、本町の条例で引用している条項にズレが生じたことから、この新旧対照表のとおり所要の

改正を行うもので、この部分の改正につきましては令和7年4月1日から施行するものがあります。もう1つは刑法等の一部を改正する法律において、刑法における刑の種類のうち、懲役及び禁錮が拘禁刑に一本化されたことから、これを定めている条例について、新旧対照表のとおり懲役及び禁錮を拘禁刑に改正するもので、この部分については令和7年6月1日から施行するというものでございます。議員各位の賛同をお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから発議第1号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから発議第1号について採決します。発議第1号 美深町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、発議第1号は可決されました。

◎日程第11 報告第1号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第11 報告第1号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。はじめに総務住民常任委員会の報告です。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） それでは所管事務調査報告を総務住民常任委員会からご報告いたします。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告いたします。調査日は令和7年2月6日。調査事項、ふるさと交流等の現状と課題について。調査内容、関係人口の増加によるまちの活性化。調査方法は聞き取りでございます。札幌美深会と東京美深会とのふるさと交流活動。札幌美深会は昭和37年に創設され、平成29年までは新年の集いを開催し、平成30年からは「ふるさと集い」に変更され、8月札幌開催で現在に至っております。東京美深会は平成元年に創設され、10月東京開催で実施しております。また、東京美深会ふるさと訪問では7月

の夏まつりに合わせての訪問交流を実施しています。交流成果といたしましては、参加者は一様に交流を楽しんでおり、ふるさとである美深町を遠くからでも応援する意欲に繋がると考えられます。また、それぞれの会員による寄附・ふるさと納税・特産品の購入等もいただき、美深町にとって経済的効果もあります。一方で会員の高齢化、それに伴う会員の減少、参加者の固定化が見られます。添田町との多様な交流活動。添田町とは赤字ローカル線であった美幸線の関係で、昭和５６年から交流がはじまりました。添田町と美深町との交流、町民同士の交流事業として平成１７年度からは３年サイクル、訪問、受入、休みで実施しています。青少年交流事業といたしまして、小中学生の訪問・受入れは毎年交互に実施しております。またPRを兼ねて物産品を提供し合い、給食での食育教育でも成果がございます。近年では若年層（商工会青年部）等によるはちみつゆずエールの開発があり、継続した交流に期待が持たれるところでございます。株式会社SUBARUと太田市との多様な交流活動。昭和５２年に株式会社SUBARUのテストコースが美深町に開設されたことにより交流がはじまりました。（株）SUBARU本社表敬訪問やSUBARU感謝祭への参加による交流や美深町のPRを行い、美深試験場スタッフ歓迎交流会を実施しております。（株）SUBARUとの関係から太田市との交流がはじまり太田市スポレク祭では美深町の特産品ブースを設け農産物等の販売をしております。（株）SUBARUの試験場は美深町にとって大変大きな存在であり、近年は森林環境保全での連携も進められており、知名度アップに貢献しているところでございます。調査のまとめに入ります。札幌美深会と東京美深会とのふるさと交流活動はそれぞれの会員が高齢になっており、若い人の会員増加が期待されております。東京美深会のふるさと訪問事業で美深町への関心を高めるため、事前に町内の観光施設を紹介したパンフレットの配布や観光も可能な日程を検討してはどうかとの意見もありました。町外に移転する町民に対し、ふるさと会員の加入促進に繋がる取り組みの研究も行う必要がある。添田町の多様な交流活動はそれぞれの自治体にとってもいい刺激であり、商工会青年部によるはちみつゆずエールの開発へと進展した経緯もある。そのため若い世代同士での交流を促進し、町の観光や名産品を発展していく事を望むものです。青少年交流事業として小中学生の訪問、受入れも継続的に実施し、地域学習にも資する交流の継続を希望いたします。株式会社SUBARU・太田市との多様な交流事業として感謝祭での特産品の出品は今後も継続し、企業や自治体との交流によるまちの活性化に努めてほしいところです。美深試験場への来町状況を見ると近年の来町人数は維持されているものの、町内での宿泊利用が減少傾向であり、宿泊枠の確保や来町者の満足度アップのための課題の洗い出し等を行い、改善すべきは早急を実施すべきである。関係人口を増やしまちの活性化に結びつけるためにも、ふるさと会活動、多様な交流活動とも参

加者が偏らないよう配慮し、若い世代の交流を含め、参加者の裾野を広げる工夫を求めるものでございます。次のページは札幌美深会及び東京美深会の開催状況を書いておりますので一読ください。以上で、報告を終わります。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ、次、産業教育常任委員会の報告です。

9 番 和田君。

○9 番（和田 健君） それでは産業教育常任委員会の所管事務調査報告を行います。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告する。調査日は令和7年2月17日。調査事項は除雪体制の現状と課題についてです。調査内容は①除排雪委託料の推移②一時雪堆積場の設置箇所③町保有の除排雪関係車両。調査方法は聞き取りによって行っております。調査内容の報告です。①除排雪委託料の推移。平成29年度から令和5年度までです。除排雪委託料の内訳では、町道除排雪業務、堆積場排雪業務、町道路面凍結防止砂利散布業務、町内23箇所。美深川西橋除雪業務、作業距離44mに分類され、各業務において町内の民間業者に委託している状況であり、町道の除排雪業務は直轄する機動班から民間事業所の7社で組織される美深町道除排雪協同組合に平成29年度から業務委託しております。町道の除排雪では令和5年度までの年間委託料で積雪量158cmを記録した令和2年度2021年が1億5,100万円となっており、直近の3年間においては、およそ1億2,200万円から1億3,500万円で推移しております。委託料の算定については、毎年受託業者との見積もり合わせにより契約しており、また除排雪作業時の交通誘導員配置による安全管理をはじめ、町道排雪作業を確実に2回以上実施するなど、豪雪地域の生活路線確保と冬場の安心・安全な住環境維持に努めています。次に②に関してです。②一時雪堆積場の設置箇所。令和6年度の市街地における一時雪堆積場の設置箇所においては、町有地を活用した47箇所と私有地を地権者同意の下で利用している39箇所の合計86箇所が設置されております。一時雪堆積場は、これまで私有地の地権者の協力も経て設置箇所を増やしてきております。設置箇所の選定については、堆積場排雪業務の受託業者との協議によるものであり、現状これ以上増やす予定はないということです。業務委託料の算定では市街地を1工区、2工区に分け、シーズン中の作業時間100時間を設定し、受託業者は2社となっております。設置箇所により雪捨て場までの距離が違ふことを考慮し、作業時間で委託料を算定しております。③町保有の除排雪関係車両についてです。町保有車両は総数8台で、その内大型特殊車両はグレーダー、ロータリー車、除雪ドーザー2台、歩道ロータリーの計5台。今

後更新が必要なものについては、美深町第6次総合計画において令和8年度に除雪トラックの更新、現・使用年数10年10カ月が計画されております。いずれも車両価格が高額なため、国の積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法、通称雪寒法に基づいて、車両購入には3分の2の補助を受けられるよう申請している状況です。以下は、委託料の推移の表を掲載しております。調査のまとめ、日本国内では日本海側を中心に各知で災害級の大雪による被害が相次いでおり、近年ではJPCZ（日本海寒帯気団収束帯）や線状降雪帯などの気象変動による記録的な降雪が数年おきに発生し、北海道内では2月に入り、帯広市において1日に124cmの記録的大雪となり、車が出せない、通学路もないという状況を見ますと、豪雪地域に暮らす美深町民にとってもいつこのような災害級の大雪に見舞われるかと懸念するところであります。我がまちのこれまでの除排雪の実施状況は、シーズン中の排雪作業も確実に実施するなど降雪情報を踏まえた除排雪体制が良好に組織されております。また、美深町への来訪者や転居者からも道路状況に対する評価が高く、除排雪事業のこれまで培った経験と実績の賜物と判断いたします。課題としましては、人口減少と高齢化の進行により、町内各産業分野での人手不足に違わず、除排雪作業員でも重機オペレーターなどの不足が顕在化しており、将来的に体制維持が困難となることを危惧するところでございます。今回調査においては、担当課でも課題認識はありましたが、作業員確保は急務と捉え、対策・支援の研究を望むものであります。我々地域住民においては、個別の改善要望はあるものの、日々降雪状況に合わせた除雪作業に従事されている方々のおかげで、冬場の住環境と生活が守られていることに感謝の念を持ち、日常の除雪作業のルールを守り、安心・安全なまちづくりに一層の理解と協力を示すことが重要であるとまとめさせていただきました。以上で、産業教育常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

◎日程第12 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第12 休会日の決定の件を議題とします。

お諮りします。新年度予算及び議案調査、一般質問調整等のため5日から10日までの6日間を休会にしたいと思いますが、そのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、5日から10日までの6日間を休

会とすることに決定しました。以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦勞様でした。

散会 午後 1 時 5 7 分

令和7年第1回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和7年3月11日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 令和6年度美深町一般会計補正予算（第9号）の訂正について
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第3号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第9号）
- 第 5 議案第4号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第5号 令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 7 議案第6号 令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 第 8 休会日の決定

◎出席議員（10名）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 木 下 広 悠 君 | 2 番 望 月 清 貴 君 |
| 3 番 中 瀬 亮 太 君 | 4 番 名 取 明 美 君 |
| 5 番 欠 員 | 6 番 田 中 真奈美 君 |
| 7 番 小 口 英 治 君 | 8 番 藤 原 芳 幸 君 |
| 9 番 和 田 健 君 | 10 番 荒 川 賢 一 君 |
| 11 番 南 和 博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 町 長 草 野 孝 治 君 | 副 町 長 川 端 秀 司 君 |
| 総 務 課 長 中 江 勝 規 君 | 企画商工観光課長 小 野 勇 二 君 |
| 住民生活課長 桜 木 健 一 君 | 保健福祉課長 小 林 一 仙 君 |
| 農 務 課 長 山 崎 義 典 君 | 建設水道課長 中 林 秀 文 君 |
| 会 計 管 理 者 後 藤 裕 幸 君 | 総務グループ主幹 内 山 徹 君 |
| 企画グループ主幹 渡 辺 善 美 君 | 経済産業グループ主幹 前 田 直 久 君 |

生活環境グループ主幹	川 端 健 君	税務グループ主幹	中 野 浩 史 君
保健福祉グループ主幹	和 田 政 則 君	農業グループ主幹	加 藤 保 昭 君
建設林務グループ主幹	田 畑 尚 寛 君	水道住宅グループ主幹	町 屋 英 雄 君

◎教育委員会

教 育 長	杉 本 力 君	教 育 次 長	大 堀 裕 康 君
教育グループ主幹	元 岡 友 之 君	教育グループ主幹	前 田 貴 也 君

◎農業委員会

農業委員会会長	藤 本 博 君	事 務 局 長	山 崎 義 典 君
---------	---------	---------	-----------

◎監査委員事務局

代 表 監 査 委 員	水 本 守 君	事 務 局 長	竹 田 哲 君
-------------	---------	---------	---------

◎議会事務局

事 務 局 長	竹 田 哲 君	事務局副主幹	服 部 満 君
---------	---------	--------	---------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は 10 名全員出席です。定足数に達していますので、只今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第 1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第 1 諸般の報告を事務局長より行わせませう。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告をいたします。今定例会の一般質問通告について申し上げます。一般質問の通告者は荒川議員、望月議員、木下議員の 3 名です。一般質問の状況をインターネットに録画配信するため、議場内を撮影しておりますで、ご理解をお願いいたします。なお、長側から議案第 3 号に関し訂正の申し出があり本日の会議に付議しております。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 令和 6 年度美深町一般会計補正予算（第 9 号）の訂正について

○議長（南 和博君） 次、日程第 2 令和 6 年度美深町一般会計補正予算の訂正の件を議題とします。町長から議案第 3 号 令和 6 年度美深町一般会計補正予算の訂正の理由説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） おはようございます。議案第 3 号の訂正についてご説明を申し上げます。令和 7 年 3 月 4 日に提出いたしました議案第 3 号 令和 6 年度美深町一般会計補正予算（第 9 号）につきましては、歳入・歳出それぞれ 1 億 3,924 万 3 千円を減額する提案をしたところでございますが、補正後の歳入・歳出の総額及び第 1 表 歳入・歳出予算補正に記載誤りがありましたので、訂正を求めるものであります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げまして提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは訂正する内容について、私の方から説明をさせていただきます。配布されてございます、議案の訂正請求書をご覧いただきたいと思います。今ほど、町長の方から説明があったとおりでございますが、今回補正後の総額それぞれに関連する款項の区分ごとの金額を整理した第 1 表 歳入・歳出予算補正に記載誤りがありましたので、訂正をさせていただき請求をするものでございます。まず第 1 条中補正

後の歳入・歳出予算の総額ですが、51億3,633万3千円の提案したところですが、こちらを51億9,553万1千円に訂正するものでございます。この差額については、5,919万8千円となっておりまして、こちらについては先般1月の臨時会において追加補正をさせていただいた補正第8号の額、この5,919万8千円がそのまま漏れてしまったというものでございます。大変申し訳ございません。それに伴いまして10ページ以降で訂正をしてございます第1表 歳入・歳出予算補正の歳入の表、歳出の表、該当する款項の区分において補正前の額、それと計の欄についてそれぞれ正しい金額に訂正をするものでございます。訂正箇所が複数によることから分かりやすく表ごとの訂正とさせていただいてございまして訂正する欄については網掛けにより表示してございますので、ご確認をいただきたいと思います。また事項別明細書については、こちらも複数項目に及ぶということでございますので、別途配布してございます差し替えにより対応をさせていただいたというように思います。なお、今回の補正で提案申し上げたそれぞれの補正額とその個別の内容については4日に説明したとおり変わりはなく、減額する1億3,924万3千円に対する言及はございませんので、この訂正をもって正しい数字とさせていただきたいと思います。この度は議案の訂正ということで大変ご迷惑をおかけしました。申し訳ございません。以後、こういったことがないように改めてチェック体制の精査をして参りたいと思いますので、ご了承賜りますようよろしくお願いいたします。以上、議案第3号にかかる議案の訂正請求についての説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） お諮りします。只今議題となっております議案第10号 令和6年度美深町一般会計補正予算の訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、令和6年度美深町一般会計補正予算の訂正の件を許可することに決定しました。

◎日程第3 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第3 一般質問を行います。一般質問の通告者は3人です。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順に従って発言を許します。

10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） おはようございます。新年度を迎えるにあたり昨年末から本町では病、事故等でお亡くなりになりました方々が多数おられます。謹んでお悔やみとご冥福をお祈り申し上げます。私事になりますが、本町へ参りまして53年目の歳月が流れるIターンの1人でございます。これまでスポーツをとおしてのまちの活性化を生み出し、

スポーツ関係者、行政職員のお力沿いをいただき様々な企画、立案、運営に携わり歩んで参りました。ふるさとの域に達していますし、色々な人との繋がり、出会いの中でまちづくりのヒントがあると常日頃思っております。今後のまちづくりを踏まえまして今回の一般質問をさせていただきます。項目、行政。件名、安全・安心なまちづくりのために。要旨、令和6年度12月の時点での本町における警察への被害届が2件、提出されていない事案が10件を超えていると聞きます。一昨年は除雪機の盗難が相次ぎ、数年前には下校時の小学生に声掛けをした事件がありました。また、去年の11月にはある団地で灯油の盗難や悪戯があり、検挙にいたっております。ここには記載されていませんが、COM100の葬儀の際には車上荒らしということもあったと聞いております。これらの事案を踏まえて以下のことをお伺いいたします。万が一の事件に備え、主要道路、通学路、新たな施設等に防犯カメラを設置して録画保存すべきと考えますがいかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 荒川議員から安全・安心なまちづくりのために、についてのご質問をいただきご答弁を申し上げます。まず只今質問がございました、万が一の事件に備え、防犯カメラの設置の必要性の関してのご質問でございますが、防犯カメラを設置することで、カメラ設置付近の犯行の状況を記録できることや、犯行の抑止力に繋がることが期待されます。昨年暮れに開催いたしましたまちづくり懇談会の中で、防犯カメラの設置についてのご意見等いただいたもので、その有効性のなどについて名寄警察署にお話を伺って参りました。名寄警察署からは、「カメラの設置は犯罪の抑止力になる可能性がある。抑止力のケースとして集合住宅や個人住宅において、カメラが分かりやすい場所に設置されている場合は、犯罪の抑止力に繋がっていく。道路にカメラを設置した場合には、検挙の決め手となる。」旨のお話を伺っております。現在民間の店舗や事務所、住宅などに設置されているようですが、1月の補正予算により幼児センターに設置したほか、美深温泉、道の駅びふか、美深町交通ターミナルのみの設置となっているところでございます。犯罪抑止力として効果が大きいところに設置するのが有効だと考えておりますので、引き続き関係機関と協議しながら研究して参りたいと考えているところでございます。あわせて個人が設置する場合の支援が必要かどうか、これまでの犯罪に照らして有効なケースがあれば検討して参りたいと考えているところでございます。また、防犯カメラを設置するだけでは犯罪自体を直接止められるわけではなく、根本的な解決に繋がりませんので、美深町地域安全推進協議会をはじめ関係機関との連携を強化するとともに防災端末機などでの被害防止に向けた啓発活動を行い住民の防犯意識の高揚を図って参りたいと考えているとこ

ろでございます。以上答弁といたします。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） ありがとうございます。町長が今おっしゃられたとおり犯罪の抑止力、それから警察サイドの初動捜査にも必ず役立つものという風に思います。国道は国の管轄でありますけれども、設置する場合には各市町村が行う形になっておりますので、改めて各関係機関とご相談いただければと思います。2点目になります。件名 チョウザメ飼育研究施設の観光化と運営状況等についてお伺いをいたします。過去7年でチョウザメ施設整備が8億2,977万7,800円の投資になっております。行政では各種補助金を活用して事業運営が可能ですが、民間企業では投資以上の利益を求めます。令和5年度の決算審査特別委員会での同僚議員の質問の際に、チョウザメ事業振興計画では8億9,300万円が当初の構想でしたが施設整備の割合では、まだ3割程度の整備との答弁でありました。これらを踏まえて以下についてお伺いをいたします。1点目、今後、構想と比較して施設整備投資が進められない中での目標を一步前に進めるのか、現状のままで歩むのかが判断すべきと思いますが、お考えをお伺いします。2点目、去年は町外からの見学が20団体あり、町内見学者も多数来ていると聞いております。年間の運営費の一部として少しでも補うためにチョウザメ施設の見学料・説明料を含めて徴収をすべき考えはないかお伺いをします。3点目、長期にわたる職員の努力のおかげでチョウザメの魚肉・キャビアの重量・質の良さに反映されており、販売額も増えておりますが、同じ町職員が専門的に従事していることの是非はどう捉えているのか人材育成に関してお伺いをいたします。4点目、新しい第三セクターへの経営移行の考えをお伺いします。5点目、町民還元価格の設定についてお考えがあるかお伺いをします。以上です。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 次、2点目のチョウザメ飼育研究施設の観光化と運営状況等についてのご質問について答弁申し上げます。チョウザメ振興計画に基づくチョウザメ飼育関連施設は辺溪のチョウザメ飼育研究施設をはじめ町内に5つの施設がございます。そのうちびふかアイランド内にあるチョウザメ館を観光施設として位置付けているところでございます。現在、辺溪地区にあります飼育研究施設の整備状況については、水槽の面積でいうと当初構想の3割程度となっているところでございます。また、投資額は物価高騰による工事費用の増加に加え、仁宇布川発電所改修工事による放流水停止対策として、導水管を整備し河川からの直接取水に切り替えるなど予定外の施設改修等がかさみ、これまでに8億円を超える整備費用がかかっております。今後の施設整備の判断についてですが、美深町の特産品という枠を超えて、チョウザメ事業の産業化を目指してきた以上、少なくとも

も毎年の運営費を捻出できる利益を目標にしなければならないと考えているところでございます。今後の施設整備、主に水槽の増設になるかと思えますけれども、これらについてはキャビアや魚肉の需要と生産コスト等見極めて判断することとしており、現時点ではこれらを見極めしているところの段階ということでご理解いただければと思います。次にチョウザメ施設の見学料・説明料を含め料金を徴収する考えがないかについてでございますが、チョウザメ施設については、これまで美深＝キャビアという知名度向上、PRの一環として積極的に視察等を受け入れて参りました。令和6年度2月末までの視察等の件数は子どもたちのまちづくり未来トークの見学も行っておりますので、21件ございまして、内訳は町内7件、町外14件であります。視察団体としては、町内の美深中学校や美深高校、あと議会関係、道職員、新聞等の取材、あと北海道大学からの紹介事業者など有料とするには現段階ではそぐわない団体がほとんどでございます。この程度の視察件数ですと掛かる経費はそれほど財政的な負担とはなっておりませんし、視察者がそれぞれの地元を持ち帰って報告する機会があればそれは美深町の宣伝にもなり、PR効果の方が大きいのではないかと考えているところでございますので、現時点では見学料・説明料等の料金を徴収する考えは持っておりません。今後、行政視察等の件数が増加して負担が大きくなるようなことであれば検討して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いしたいと思います。次に、3つ目の人材育成についてですが、現在、飼育研究には町職員をはじめ美深振興公社の職員が専任職員として従事しており、ご指導いただいております北海道大学の足立名誉教授からも飼育技術については非常に高い評価を得ております。チョウザメ事業の成功には包括連携協定を結ぶ北海道大学との関係を継続した上で専門的な知識と経験、関係団体・企業との関りが重要でありますし、早い段階で専門的な知識を身につけることが大切であると考えております。飼育・経営の分野においては、分析力・判断力・行動力・統率力などを持ち合わせている人材が望ましいと思っており、そういった人材を育てていかななくてはならないと考えております。次に、第三セクターへの経営移行の考え方についてですが、チョウザメ振興計画にも記載がありますとおり、産業化への目途となる収益好転が見込まれる段階になりましたら、第三セクターなどの会社形態での事業推進を目指していくという考えを持っております。運営費がまかなえていない現状も事業移管は難しいことですし、さらに事業移管には人材確保をどのようにしていくかということも考慮しなければならず、容易には進められないという現在の認識であります。最後に町民還元価格の設定についてのご質問ですが、キャビアの町民還元価格の設定についてですが、キャビアは高級品であり、公社としても仕入れ価格を考慮して販売価格を設定する必要がありますので、今現在、なかなか値下げ販売は難しい状況であります。しかし、今後生産

量がさらに拡大し、在庫も増えた段階において当然損失が生じないような価格設定をした上で、町内のイベント、スポット販売などを通じて町民還元キャビアを必ず実現したいと考えているところでございます。実施時期等については現段階ではお示しすることはできません。ご理解いただきたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 1番目の整備の関係を含めてですが見極めているということですが、振興計画の中身等を変更するというようなお考えはないですか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 当初というか、今もそうですが、この振興計画の中身について今段階でできた施設、そして今の飼育状況、それと生産といいますか、そういったものを見極める中でやはり振興計画の見直し、今必要な時期になっているのかなという風に思っていますし、すでに現場の方ではそういったことも視野に入れながら飼育研究にあたっている状況ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 見学科・説明料の徴収の件ですが、限られた人数の中の仕事でありまして、我々も視察等、他の組織の連中とお邪魔したことがございますが、かなり通常の業務以外に時間的なロスというのが当然考えられます。あくまで団体のみで要望日を選択して都合のいい日だけでもそういうような形にできないのかどうか。そして施設等のその観光によって、今経営改善に取り組んでおりますびふか温泉との宿泊のセットとしたような形で滞在型にさせていただく方法もあるのではないかと思います。そして、チョウザメを食していただく、また、その団体がまちの方へ夜流れていただければ、飲食店の活性化に繋がるとは思いますが、その辺りはどうなのでしょう。再度お聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 見学科・説明料の絡みかなと思うのですけれども、元々地方創生の事業で整備した段階で飼育研究施設という大前提の目的がございます。これ、私個人的に思っているのは、もう少し経営といったら何ですが、この事業が軌道に乗ってきた段階でそういったことは合わせて考えていかないといけないかなという風には思っていたところでございます。今、辺溪の施設は行政財産の保養財産に位置付けられていますので、公の施設には該当しない状況となっております。また団体、観光というか団体客が来て、このチョウザメの施設を見る、さらに他のトロッコ観光ですとか、色々なものと掛け合わせてびふか温泉の入込増を図るといった部分もご提案かと思うのですけれども、そういった部分も含めて、今、第三セクターの改善の方も進めていく考えでございますので、その中

で合わせて考えていくことが可能であれば相談していければなという風に思っています。現段階の施設では、リスクというか防犯対策など含めて実際自由に入って見学できるという体制になっていませんので、何らかのリスク、見ていない時に悪戯されたりとか、また、何者かに薬品を投入されたりとか、そういった危険対策、リスク対策もしていかなければならないのかなという風に思っています。今、チョウザメ館、そして、ここの飼育研究施設、それぞれ振興公社の職員と町の職員で、団体対応と予め申し入れがあれば調整しているということで、今の入込状況だと対応は可能だというようなことを現場の方から伺っているという状況になっております。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 参考になるかどうか、規模が違いますからあれですけども、札幌のエスコンフィールド、今年度確か総利益80億超えているはずですが、日ハムの野球の観戦以外で、やはり観光としての目玉が半分以上あると関係者からお聞きしております。その規模的なものが違いますけれども、今町長がお話になったとおりリスク対策その辺をやはり計画の中に一旦入れるような形でしていただいて、そして、そういう徴収の形になれば当然条例の改正ですとか、要綱等で対応する形になると思われるのですが、合わせて我々議員が各都道府県の政務調査に伺った場合にも必ず資料代として徴収されるような経緯になっております。ですので、何とかその辺も改善していただきたいというような思いもございます。それから3点目の職員の関係なのですが、どうなんでしょうね。本当に専門職ではない人なのですが、そして、ずっと一生懸命やっておられますけれども、職員の中で後継的な形の人事配置というのはどうなんでしょう。お考えになってますか。お伺いを致します。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 職員の中でというか、今、第三セクターの中で専門職員任用している部分もございます。町職員、過去これまでも町の職員としての専門職員はいませんけれども、今現場の飼育職員、そういった部分での専門的な配置はしていると考えておりますけれども、その指導なり管理する部分については、今ご承知のとおり北海道大学水産学部水産研究院、こちらの方と連携をして常時ご指導いただける体制となっています。定期的に現場に来られた際はそれぞれそれらの飼育技術について先ほどご答弁申し上げましたけれども、順調に進めているということで、また、北大からの研究以外の部分も含めて対応させていただいているところでございます。この間も北海道大学の大学院、そういった中の研究者等々がこちらにも実際来町されていますけれども、そういった方を招聘していくということも将来的に考えられるのかなと思っていますけれども、現段階では今の施設、

北大のアドバイスのもと、順調に動いているという風に判断しているところでございます。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 今、町長がお話になったとおり順調にある程度来ているようなお話ですけれども、計画書どおりにはいかないのは分かっていますが、4点目の関係も予定ではもう第三セクター的な民間のサイドに移行という形の計画書にもなっておりますので、改めてもう少し過去の平成30年ですか。30年の5月にその振興計画ができておりますけれども、やはりかなりズレがあるということだけご承知おきいただきたいと思います。それから5点目の町民還元の話ですが、実際飲食店等で、まちの飲食店等でチョウザメをメニューに取り入れている店舗には比較的価格を安く下げて納品していただいているのは、現実にはありますが、ほとんどの町民がチョウザメを食したことがないというような言われ方をします。やはり町長のお話にもありましたが、高級価格ですし、手を出しづらいという思いもあります。それで、数量限定で期間限定で、例えばお歳暮の時期ですとか、贈答品の1つとして町の特産として活用してもらおう企画もあっていいのではないかと思いますし、1番の宣伝効果ではないかなと考えます。数量的に足りないのであれば仕方ありませんが、少しでも余裕があれば逆に東京美深会ですとか、札幌美深会の皆様にもご案内するとか色々な策はあるのではないかなと考えますが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） これまでもびふかアイランドまつりで、そういうチョウザメの魚肉またキャビアの試食会等々を開催してきた経過がございます。さらにチョウザメフライ、チョウザメバーガー等ですね。イベント等々で販売しだしているところでございます。なかなか魚肉の方はとも置き、キャビアの方はまだ町民還元に出す数量を確保できていないというようなことで報告を受けておりますし、美深振興公社で製品化していますので、その還元分については、町でそれなりの支援なりを進めていかないと簡単には販売できないのかなという状況でございます。この後、さらに生産量が拡大した段階において何とか町民還元キャビアを実現して参りたいという風に思っておりますので、応援よろしく願いたいと思います。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 先月でしたか、先々月でしたか、スバルの従業員の皆さんと温泉にお邪魔して、その時にキャビアが出てきたのですけれども、冷凍で色が変わっているやつが使われていますね。そして、そういう中身を冷凍で変色みたいな位置づけのやつを追加で出てきました。そういうような形で保存すること自体が値のないような状況じゃないかなという風に私は感じまして、振興公社がそのような形でやっているのであれば早め

に町民還元の形でもなんぼでもやれるのではないかなという風に考えているような状況でございますので、その辺りも今後の中で検討していただきたい。それからイベント等で使われているというのは重々承知していますけれども、要はイベントだけなのです。その後どのように継続していくかという話は何もないですからね。その辺りも温泉の方と協議をしていただければと思います。続きまして、2番目の教育の方に移させていただきます。件名 休日における部活動の地域移行について。要旨であります。令和4年12月議会において質問しました学校の働き方改革に伴う部活動改革について進捗状況がどの様に検討されているのかをお伺いをいたします。1点目、検討課題を教育委員会内部でも十分検証のうえ、先進市町村の成功、失敗例などの状況を見極めつつ、北海道の推進計画を参考に進めるとのことでしたが、今の状況はどのようになっていますか。2点目、団体競技の広域化について、近隣市町村との協議の考えはあるのかどうか教育長にお伺いをしたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 休日における部活動の地域移行についてのご質問について、2点合わせてご答弁を申し上げます。はじめに、本町における休日部活動の状況ですが、土曜日は野球部、ソフトテニス、卓球部は教員が指導のもと、部活動を行っております。日曜日は休みとなっており、これは大会前日は行うこともあります。柔道部については地域、少年団とともに活動を行っており、卓球部については部活動の練習とは別に地域、少年団ですけれども練習にも参加している旨の報告を受けております。大会参加の状況については、野球部は夏の大会まで近隣の中学校と合同チームで参加していましたが、秋の大会からは単独で参加しております。その他の部活については単独の大会参加となっております。合同チームの参加については、学校間・保護者・自治体等の考えもあり、合同チームの体制づくりは厳しいものがあり、その都度検討していくしかなく、他の自治体も同じ考えを持っております。次に部活動の地域移行についてです。この間、上川北部教育委員会会議においての議題として挙がっており、各市町村の取り組みや状況等について意見交換を行い、情報共有を図っております。他の市町村から地域人材の確保、予算措置等の財源確保について課題が挙げられ、北部管内共通の課題として共通を図っている所でございます。また、美深町と近隣自治体、名寄、下川ですけれども、3町村で事務レベルではやっております。広域での地域移行の可能性についてこの3町村で協議を行っております。部活動の状況や外部講師の状況について意見交換を行い、令和7年度についても継続的に協議していく事となっております。その他にも北部管内の自治体との部活動地域移行にあたっての方策等について意見交換を行い、合同での部活動の体制づくりなど協議を行っており、

継続してこちらも協議を進めて参ります。本町においては近隣市町村に先立ち、子どもたちが活動していく支援体制として、美深町こどもスポーツ文化未来基金を整備し支援を行ってきておりますので、今後も継続して支援を行っていかねばならないと考えております。いずれにしましても、地域の皆様のお力が必要となる取り組みですので、ご協力をいただくこととなりますのでお願いしたいと思います。以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 今のその少年団含めて部活動の活動状況というのはある程度把握はしておりますが、地域移行に対しての考え方があまりはっきりよく分かりません。うちのまちのスポーツ関連組織等にも意見や何かというのはお聞きになっているのか、それを再度お聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 現段階ではスポーツ団体の方へ地域移行のご協議はしておりません。ただ若干その辺は色々な会議の中で、これらの移行についてはそういう風になっていくだろうということは述べさせていただいております。ただし、今そもそも地域移行についてはご存知のとおり、教員の働き方改革のもとで部活の地域移行ということがなってきた話が出てきております。そもそもそこが私の考えでは方向性が違ったのではないかなと思います。というのは教員の立場ではなくて、子どもの立場。やはりスポーツをする機会、夢を求める機会をやはりそこを求めなければならないということで、結局的に昨年度になっては、地域移行から地域連携による移行というように変わってきました。美深町自体についてもその辺は地域連携じゃないとなかなか生徒の数もありますので難しいかなと。私が教育長になってからは考えております。そういう意味で近隣自治体と相談してその辺の見極めを見てから各段階の相談をするのがベストかなということで考えております。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 平成4年にあえて教員の改革ですか、働き方改革によるあれを先に私がぶつけております。あれから年数が経っていますし、若干ですね、教育長のおっしゃることは重々わかりますが、委員会体制の中での話し合いがまず出来ていないというのが率直な意見として言わせていただきたいと思います。参考までにちょっとお話をさせていただきますと、今年の2月の1日、2日、札幌で北海道地域スポーツネットワーク会議に出席をさせていただきました。全道各市町村から各振興局の職員、教育委員会の職員、総合型スポーツクラブ関係者約130名程度が集まりまして、テーマがやはり部活動の地域移行、それと新たな地域スポーツ環境の構築という内容が主でありました。うちのまちは2005年に美深のスポーツクラブをスポーツ関係者並びに委員会のお力添えをいただ

きましてスタートした経緯がございます。その後にNPO法人として活動して現在に至っておりますが、会議内容等色々お聞きしますと、やはり先進的な事業展開をしているという風を感じて戻って参りました。でも、今はその形が徐々に崩れつつあるところでもあります。どこの市町村のスポーツクラブもやはりその委員会中心の一環としての組織が主になっております。部活動の指導者の関係の新たにその総合型スポーツクラブを立ち上げた町もがございます。人件費含めて2,200万というような数字でした。また、指定管理をスポーツクラブへ移行した町などもありました。それら含めて新しい環境構築を目指すのが、やはり委員会中心な形で連携しているということでございます。あえてそういう形がうちのまちでできるのかどうか、再度お聞きしまして質問を終わりたいと思います。どうお考えになりますか。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 最後の質問からお答えします。スポーツだけではなくて、文化活動についても、これは委員会が中心となって地域移行関係、スポーツ少年団も含めてなのですけれども、そこだけでは収まらないと思います。これ休日だけで収まるかというとなかなかそれは休日の部活移行ということなのですけれども、それは平日でも同様な状況だと思います。それは全て教育委員会が中心となって、まさに今は日々子どもたちのスポーツ・文化活動については、来年、明日の状況が求められております。それについては、私が各学校に相談したり、教育委員会同士で相談したりしながら学校でいくと学びでしょうけれども、スポーツという学び、夢について閉ざさないような努力をしております。それは色々な各自治体の関係もありますから、深くは言えないのですけれども、来年を見据えてその辺をやっているような状況です。そうした中で、やはり先ほど一番最初に言ったように、まずは子どもの立場に立って考えていくということで考えております。確かに、令和4年度、当時の草野教育長がご答弁した時には協議をしていくといくことで言っていた答弁書も確認しておりますけれども、ただ地域連携でないとなかなか難しいということがありますので、色々な話を聞いていると美深町の場合は移行してやっているのは一部です。美深の方はそもそもその一部については、平日も含めて授業科目としての例えばスキーだとか柔道についても、平日も含めて地域がサポートしています。それはやはりスポーツクラブだとか、スポーツ協会だとか、各文化サークルの団体さんが相当昔からそれについて理解得ている中、本当にやってくれていると私は感謝しているところでございます。そうした中で、話を聞いていると後進ではなくて、その分については美深はほとんど先進地であるのかなと。そして、また色々な議題の中で問題になっているのは資金の問題でございます。そういう中でも美深は、こども文化スポーツ未来基金を早くから設置して、多くの

方にご利用いただいていますので、そもそも議論の各自治体との議論の部分では私的には色々な部分では本当に各団体の皆様方にご協力いただく中、先進的な位置にいるなど考えておりますけれども、いずれにしろ団体のご協力を得なければいけませんので、その辺は今後も丁寧に考えてやっていきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 教育長がおっしゃるとおり、子どもの立場を考えて、それはもう十分に我々も理解しているところでございますが、それと未来基金は未来基金、それは活動状況を含めて全道、全国に向けて子どもたちが出場する場合の形の位置づけの話になるかと思うのですが、協力体制の中で今までどおり先ほど教育長のおっしゃったとおり、各町の指導者も平日含めて休日の場合にも行ったり何かしております。その中に、申し訳ないここには書いてありませんが、スポーツ指導員の連中もそれなりの形の中で協力体制をやってくれているのは事実であります。昨年、たしか指導員が改選時期ということもありまして、当然総会等含めて教育委員会サイドの日程調整も含めて、指導員、新しい人が数人増えた形で総会を実施したと思うのですが、その席に係しかいない。教育委員会の幹部は誰も来ていないと、そういうことも耳にしまして、だからその辺おっしゃっていることとやっていることが、若干ズレているのではないかなというようなそういう話を聞いたのですが、事実ですか。それは。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） ちょっと話の経過は分かりないのですが、新しい委員さんについては、スポーツ推進委員、私が委嘱状をその場で手渡していますので、私は幹部、教育委員会は全て出席してございます。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 委嘱する場合じゃないですよ。総会の席ですよ。年に一度の総会の時に。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 私も出席してございます。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） わかりました。またちょっと関係者からお話を聞いて、後日直接お話に行きたいと思います。以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君の質問は以上で終わります。

次、2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは一般質問をさせていただきたいと思います。今回の項目

につきましては、環境衛生。件名は大切なライフラインである上下水道の安全性と事業運営についてというものでございます。要旨読み上げの前に申し上げたいと思いますけれども、本町の上下水道、上水道は簡易水道ということになってございますけれども、安全で正常綺麗な水が届けられていると思いますし、下水道事業についても下水道及び浄水管理センター個別排水処理施設によりまして快適な生活と環境衛生に寄与していると思いますが、水道管にしても下水道管にしても地中、地下にあって目に見えないということもございますし、色々な計画があるのだと思いますけれども、なかなかご説明いただくような機会も多くはないということで、この機会に伺わせて、聞かせていただきたいと思います。町長は町政執行方針でも毎年、新年度の工事の概要等示していただいておりますけれども今年度については簡易水道、それから下水道いずれも経営戦略の見直し改定を行うとされておりまして、配布された執行方針に加えて口頭で説明もいただいたと記憶してございます。また簡易水道事業会計でも前年比146.4%ということで、ほぼ1.5倍の予算になっていると思います。定例会、予算委員会もございますので、上水道の水質ですとかあるいは点検、検査などについては、細かい点については予算委員会でもお伺いしようと思いますが、町長には通告の内容についてお聞きしていきたいと思います。それでは要旨を述べたいと思います。上下水道は重要なインフラであり、私たち町民が生きていくために必要な大切なライフラインであります。町担当者の皆さん、関係事業者の皆様の努力のもと、安全で衛生的な施設の整備、維持管理が進められていると考えております。一方国内では施設の老朽化による事故の発生も聞かれるようになっておりまして、本町における上下水道の安全性と今後の事業運営についてお伺いをします。大きく2つに分けてお聞きします。まず1つ目ですが、上下水道の安全性についてです。1、埼玉県で下水道管の破損が原因と見られる大きな道路陥没事故が発生するなど全国的に上下水道施設の老朽化が課題となっておりまして、本町においても上水道施設の老朽化による漏水も見られるようでございますが、上下水道が原因となる重大な道路陥没事故などの危険性や施設の耐震化について本町の状況を教えていただきたいと思います。それから2点目でございますけれども、2、今後の事業運営についてでございます。2としまして、中央簡易水道と北部簡易水道の事業統合、それは昨年令和6年4月から統合しました。それから下水道事業も公営企業会計適用、これも昨年令和6年4月から始めております。これらによりまして、新年度であります令和7年度にそれぞれの経営戦略の改定を行うとされたところでございますが、上下水道の今後の事業運営のポイントと使用料の今後の見込みについてお伺いをしたいと思います。答弁よろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 大切なライフラインである上下水道の安全性と事業運営について答弁を申し上げます。はじめに上下水道が原因となる重大な道路の陥没事故などの危険や施設の耐震化についてのご質問ですが、上水道の部分についてははじめに答弁致します。現在の水道施設の状況につきましては、昭和41年度に供用開始した中央地区では菊丘浄水場や配水池は耐震化が完了しておりますが、50mm以上の主要な配水管約63.7kmのうち標準耐用年数40年でございますが、これを経過している管路の延長は約2割11.5kmほどあり、大半が耐震性の低い塩化ビニール製となっております。なお現在令和4年度に策定しました中央簡易水道配水管更新工事基本計画に基づいた老朽配水管の更新工事を行っておりまして、更新にあたっては東日本大震災においても破損しなかったポリエチレン管を採用しております。また中央地区における配水管の耐震化率は3割程度となっております。次に昭和62年度から供用開始いたしました北部地区につきましては、浄水場や配水池について耐震診断は行ってはおりませんが、震度5弱までの耐震性は確保されております。なお全町約46キロにわたる配水管につきましては、耐用年数に使い配水管の延長が、その約9割、約40キロを占めており、材質も耐震性の低い塩化ビニール製となっております。耐震化率は0であります。両地区とも今まで老朽化が原因と思われる漏水事故が度々発生しておりますが、浄水場等の日常点検の他、遠方監視装置等による常時監視により早期の事故対応をおこなってきており、道路の陥没など上水道の漏水に起因する大きな事故は発生しておりません。なお、配水管は地中約1.2mに埋設しております。今後は現在策定しております上下水道耐震化計画に基づき町内の指定避難所や役場、病院などの重要施設に接続する配水管の耐震化を優先的に実施していく計画であります。次に下水道の関係について答弁いたします。下水道についてありますが、現在まで下水道管に起因する道路陥没等の事故は発生しておりません。下水道管の状況につきましては、耐用年数である50年を経過した管路はございませんが、管路延長約32kmの大半が20年を経過しております。管の口径は最大400mmから75mm、材質のほとんどは硫化水素ガスに耐性のある塩化ビニール製で耐震性についても埋設土壌の土質により確保されております。なお、下水道管は場所により地中から約1.7mから5.4mに埋設しております。また過去に管路カメラ調査を実施し、污水管の内部の状況について調査を行っているほか、腐食の恐れが大きいマンホールについては年に1回目視による点検を実施しております。最後に浄水管理センターの上屋や処理施設などにつきましては、震度5弱までの耐震性は確保しておりますが、それ以上の耐震性については確認できておりません。これらは浄水管理センターに関する改修等にかかる計画を定めたストップマネジメント計画に基づき令和9年度から国費を活用した耐震化事業に取り組む計画となっております。今後も

施設の適正な維持管理を継続し、事故の未然防止に努めて参る考えであります。次に上下水道の今後の事業運営のポイントと使用料の今後の見込みについて答弁を申し上げます。令和7年度予算におきまして、簡易水道並びに下水道に関する経営戦略の改定を予定しております。上水道の部分ですが、今回の改定につきましては、中央簡易水道と北部簡易水道が統合後初の決算となることから、この決算に基づいて中長期的な投資計画や使用料の見込みによる財政収支を見据え、はじき出された収支ギャップについて投資財政計画表を作成後料金改定について検討するものであります。下水道事業につきましても、令和6年4月より公営企業会計の適用となりこの3月をもって初の決算となります。下水道においては特別会計の時代から本来であれば使用料収入でまかなわなければならない維持管理にかかる費用について一般会計からの繰入金に頼っている状況であります。近い将来に多額の改修費用を抱えていることや人口減等による使用料収入の減少分を総合的に判断し収支ギャップをもとに使用料の検討をして参ります。今後は改定した経営戦略に基づいて上下水道事業経営審議会にてご審議をいただき、町議会をはじめ町民の皆様に対しても分かりやすく丁寧な説明を行って参りたいと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 答弁いただきましてありがとうございます。まず安全性の関係で上水道、簡易水道の関係からでございますが、1点ちょっと細かいですが、細かいといったら失礼ですね。お聞きしたいと思うのですけれども、本町の水道施設ということで言いますと、今ご答弁いただきました簡易水道の中央・北部もありますけれども、給水施設ということで、川西地区、仁宇布地区、それから美西地区でしたかね。それと東、辺溪の東部地区ですか。それと清水地区ということで給水施設がありますが、これらについての老朽化の状況ですとかそういったことについてはお分かりになりますでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 給水施設、5地区、5施設ございますけれども、どうしたらいいかな。川西地区については、敷設してから39年、美西地区、玉川、泉、六郷地区においては35年、仁宇布地区については40年、東部地区においては30年、清水地区については32年ですけれども、平成4年に改修を行っているところで耐震化率は0%となっております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） ありがとうございます。それぞれ事務報告書にも供用開始年度が書いてありまして、それぞれそこからということで1番古いもので仁宇布地区の40年に

なるということなのですかね。分かりました。これで上水関係については全体になるのかと思うのですけれども、先ほどまだ老朽化について更新を行っていく必要があるということで、私これが分からなかったからだと思うのですけれども配管の更新工事の基本計画があるということで、それがちょっと見えていないものですから聞いているような状況もあるかなと思います。これについては恐らく令和6年から実際の工事をはじめて10年間ということだと思うのですけれども、是非そういうことについて進めていただきたいと思うところですけれども、上水の関係で言いましても色々な報道もされております。令和3年に三笠市でも道路が陥没して乗用車が転落したというような事故があったようですし、札幌市でも色々原因が色々なことがあるのでしょけれども道路の陥没があるようです。それから今日の新聞でも近隣のまちで断水が起きてしまって、大規模な水道の漏水かというような報道もされております。道路の陥没だけではなくて、そういった断水だけでも本当に影響があるかなと思います。本町も先ほども少し申し上げましたけれども、一部老朽化による漏水ということもあるのかなと思っております。ちょっと毎年会計、簡易水道の事業の決算で資料がついておりますので、それをちょっと拾ってみたのですけれども、有収率というのがありまして、配水量、配られる水の水道の量のうち料金として収入が得られた量の割合で、これが高いほど配水の効率がよくて低ければ漏水対策を検討する必要があるということで、令和2年度からちょっと見たのですが、令和2年度でいいますと道内の同規模の自治体の平均で69%という割合でした。美深町は令和2年度75.55%ということで大分高かったと思います。これが令和3年度になりますと、道内が70%平均、美深が71%に落ちてきます。それから令和4年度は全道が少し上がって72%、美深町は令和4年度69%ということで70%を切ってきました。それから令和5年度になりますと道内のはちょっと数値分からないですが、美深町は60%ということで、こうやって見ますとどんどん有収率が低下しているような見たところではございます。これについては令和5年の決算委員会、令和4年の決算に関するものですが、これでも同僚議員が質問しまして、有収率の低下の要因はということで漏水が原因ですというような概ねそういった答弁だったと思いますし、去年の12月の補正でも水道管の漏水の修繕の補正もあったかなと思います。全てが老朽化かどうか分かりませんが、そういったことでそれと事故の関係も含めてお伺いをしたところですけれども、今町長の方からも答弁ありましたとおり私ちょっと抑えきれていないのですが、配水管の更新工事の計画に基づいてやられているということでございます。それから次に耐震化についてですけれども、これも最近色々報道がありまして、これは去年の今頃の新聞報道で道内の市町村の7割が耐震化が60%に留まっているということで、これは北海道新聞がアンケート調査を行ったもので

ございますけれども、この時先ほどの町長の答弁でちょっと分かりにくいというかメモしきれていない部分もあるのですが、なかなか耐震化については進んでいない部分もあるとお聞きしているのですが、こういった時に去年の今頃北海道新聞のアンケート等もあったのですが、これの際どのような答弁を回答されたかとかは、今お手元にはありますでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほどの有収率のお話もあったのですが、道内平均値令和5年度末が72%かな。72%で美深町が先ほどお話がありましたけれども、令和5年度末は60%ということで、これはここ1、2年ですね。老朽等による漏水があったということで有収率が5年度は下がったのかなと思います。その後、有収率は現在69%と従来並み近くに回復傾向にあるということでご承知おきいただければなと思っております。それと北海道新聞の報道の部分かなと思うのですが、この時は耐震化の部分については、美深町は要するに浄水場から役場や体育館等の避難所等に接続する配水管の耐震化状況については1%ということに報道されて回答しております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） そうですね。ちょっと今まず有収率でいきますと69%に上がっているということで、これについてはまた最近の数字になっているのだと思いますので、また確認をさせていただきます。良いことになっているのだとは思いますが、それと今の報道の関係でございますけれども、ちょっと私、最初に今申し上げたのは去年の今頃3月くらいのもので、それでどうだったかということですが、今お手元にはないと思いますので、結構です。今、答弁いただいたのは11月に報道が出ていまして、避難施設ですとか役所ですとか、それから病院ですとか、そういったことで美深町は6施設に繋がる上下水道でありまして、下水道は100%ということで美深町出ておりました。それと上水道については1%ということであります。今年ちょっと見て予算の概要書を見て思ったのですが、今年の予算で配水管更新工事ということで大通り北1丁目町道大通り西裏通り道路他ということがあるのでございますけれども、これについてはもしかして体育館のあたりになるのですけれども、そういったことを重点的にしようとか、そういうものではないのでしょうか。お聞きしたいと思います。わかれば結構です。

○議長（南 和博君） 望月議員に申し上げますけれども、通告書に従って質問してほしいのと、あまり細部のことについては通告にもないのかなと思うので、大きく捉えての質問に終始してください。

○2番（望月清貴君） わかりました。

○町長（草野孝治君） 今回の7年度予算に出ている工事の予定カ所は体育館に繋がるものでございまして、たまたま耐震化の部分と重なったということでご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） すみませんちょっと細かくなってしまったと思います。老朽化の対策でいいですと町長からも答弁いただきまして、中央簡易水道の部分で40年経過が2割になっているというようなこと、あるいは基本計画が作ってあってそれに基づいていますよということ。それからちょっといつできたかというのもあるのですが、耐震化計画もあってそれに基づいて進めているのかなと思いました。わかりました。是非上水にしましても下水にしましてもなのですけれども老朽化対策、あるいは事故防止対策、耐震化の対策について進めていただければと思います。また色々な機会でお伺いすることもあるかと思いますが、地道な点検、修繕も含めてよろしくお願ひしたいと思います。続きまして次に、今後の事業運営の方に行きたいと思います。先ほどの町長から答弁をいただきまして、今年度はじめての令和6年度が決算ということですので、それに基づいて実際は進んでいくのですということだったと思います。私も色々また見てみまして、経営戦略というのが簡易水道それから下水についてもできております。令和4年度から簡易水道については、令和4年度から10年間の戦略が現在あります。そしてホームページ上で経営分析というもの公表されているところでございます。現行の料金については、簡易水道については平成16年に改定されて、令和元年に消費税率の改定で若干改定があってから変更がないと思います。令和3年度の経営分析というのを見ますと簡易水道の部分でいいですと経営状況が非常に良好だが、有収率が低下している。管路更新に耐える使用料金の設定が必要と記載をされておりました。そして管路更新ですね。先ほども話に出ておりましたけれども、令和6年度から実際の工事10年間ということだと思うのですが令和5年6月の議会では3億7千万円ほどというようなその当時の答弁をいただいております。ただこれが最近で言いますと使用料金の改定等はないわけでございまして、これと管路の更新と使用料金がそのままという状況の関係というのは、どんなことになるかなと思ったところです。工事始まりましたけれども、ピークがどのような状況になっていて、それと使用料の現在との関係性について、もしお分かりであれば答弁をいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 簡水の関係でございすけれども、簡易水道の方は経営状況も安定しており、有収率向上と合わせて管路の耐震化を図る老朽配水管の更新と浄水場内機械等の更新が今後必要になってくるのかなと思っております。それらについては、国の補助、

起債等を活用して事業を推進していく考えでございます。現在の配水管の更新工事の計画は、物価や人件費高騰により総事業費が4億5,400万円となっております、配水管の更新、浄水場内の今言った機械の更新、要諦して工事のピークは令和でいくと令和11年度が工事の現在の計画では、工事のピークになることが見込まれているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君）今ご答弁いただきました令和11年ということであると、これから4年後ぐらいになると思います。一度聞いたことがある金額、確か3億7千万でしたが4億を超えているということで、今答弁をいただきました。今の料金が一般の使用で1カ月の基本料金が1,353円、超過料金が1立方メートルにつき203円ということで、4人家族20立方メートルで4,190円というような例えばですけれども、そういう金額があるわけです。簡易水道の中央の部分ですけれども、これの美深町の位置づけといいますか水準がどのくらいかというのはお分かりになりますでしょうか。上川でもいいですし、全道でも結構です。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 美深町の状況は結論からいうと全道平均とほぼ変わらない状況でございます。今、お話ありましたとおり20立方メートル使用で、中央だと4,190円、北部だと4,780円となっており、全道平均が4,298円、これ令和6年の2月のデータからいくと、2月のデータが4,298円ですので、4,190円だとほぼ変わらない料金の位置にあるのかなと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） わかりました。最近、今町長の答弁としては全道平均とほぼ変わらないと、同程度だということだったと思います。最近近隣の市町村等で報道で値上げをしなければならないですとか、あるいは値上げが必要だけれども、当面据え置くですとか、猶予するような報道も目にするところでございます。はっきりとどうなるということは、今難しいと思うのですけれども、実際、今年度その経営戦略の見直しによっては料金のあべき状況というのが出てくると思うのですが、その場合のスケジュールといいますか、もし使用料金が改定が必要だという場合に、もちろん事前の早めの周知や説明が必要になると思うのです。少なくとも例えば近隣の市などでいきますと、1年前に来年の10月からの値上げを検討しなければならないですとか、そういうようなことも目にするわけですが、そういったスケジュール感についてどのようなお考えをお持ちかということと、もう1点、またこれも近隣の状況でも先ほど申し上げましたとおり値上げを必要だという場合

についても現在の厳しい経済環境の中で猶予する、据え置くというような報道があるわけですから、色々な物価の高騰で町民の生活にも厳しいものがあるのですけれども、そういったことも十分配慮した検討を行っていただきたいと思います。町長お考えいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） いずれにしても、美深町としても今後の経営戦略の分析結果に基づいて対応していくということで、その辺スケジュールも合わせて、それらと並行して現場の方に、担当の方に指示しているところでございます。先ほど答弁したとおり上下水道の経営審議会、もちろんのこと町議会ははじめ町民皆様に一定程度ご理解いただくための時間等も必要になってくるのかなという風に考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 2 番 望月君。

○2 番（望月清貴君） ありがとうございます。審議会についても事務報告書の方にもメンバーの皆さんも載っておりましたけれども、13 名の方ですね。十分審議をいただければと思っておりますし、是非早めに周知あるいは説明の機会というものがもし改定が必要ということであればお願いをしたいなと思っております。それから下水道についても、これも平成29 年度から10 年間の経営戦略というのがあります。公開されている令和3 年度の分析では公共下水道経営状況は良好だが使用人口が減少している。適正な受益者負担について理解を求める必要があるとして少し料金について含みのあるような記載になってございます。また個別排水についても空き家の増加による使用料の減少、維持管理にかかるコストの増加で経営状況はあまりよくない。使用料の検討を行い、一般会計繰入を減らす取り組みが必要だということで踏み込んだ記載になっております。それと今年の先ほどの予算概要書でも経営戦略のさらに下水道事業については、具体的な記述になっておまして、経営戦略の改定により使用料の検討を実施するとされたところでございます。この辺、簡易水道にはそこまでの記載がなかったのですが、下水道について少し踏み込んだような書き方がございますが、この辺の理由といいますか、違いについてはどのようなことがあるのかなと思いますが、お伺いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほども答弁申し上げましたが、やはり人口減それと使用料の減少、また更新事業にかかるコストを総合的に判断していかなければならないのかなという風に思っています。本当に町民の皆様には様々な物価高騰等大変厳しい状況にあるのかなと思っておりますけれども、美深町の下水道の料金につきましては、20 立方使用で公共下水道が、2,940 円となっており、道内の平均3,609 円より低いといいますか、安

い現状にあります。個別排水処理施設の使用料については5人槽で、2,640円です。全道の平均は3,591円ということで、こちらの方もそれぞれ道内平均に対して低い状況にあるのかなと思います。先ほどのご質問にありましており個別排水についても転居ですとか、空き家の増加によって使用料の減少、維持管理にかかるコストがさらに増えていくことが想定されております。公共下水道事業については、本来であれば使用料と収入でまかなわなければならない費用について、現在一般会計から繰入金で頼っている状況にございます。これら経営戦略の分析結果に基づいて考えていかななくてはならないのかなという風に思っております。先ほどの上水道同様に分析結果を上下水道事業経営審議会にてご説明してご審議をいただき、また議会の皆様にも分かりやすく内容等、状況等を説明していきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） わかりました。下水道料金の関係も位置的なものも答弁をいただきました、私は色々な計画について手元にないものですから、公共施設の総合管理計画というのを見ていました。上水道については、先ほど来のお話のとおり令和5年から15年あたりに更新費用の推計が上がる状況が見ていたのですけれども、下水道についてはこの公共施設の総合管理計画では2040年ですから、令和22年度から令和42年度の20年間にすごい経費がかかるようにグラフになっていました。ちょっと具体的な数字等もちょっと今日は手持ちをしていないのですけれども、恐らくそういうことも関係をするのでしょうか。町長、今お分かりになるかどうかお願いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっと私そのもの、計画書を確認していないのですけれども、影響あるものだという風に思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 恐らくきっと下水道の更新事業ということが大きく出てくるのだと思います。そういったことも含めて先ほどの料金のことについても今年の経営戦略において検討が進んでいくのだろーと思います。最後に先ほど来の質問と上下水道合わせてになりますけれども、2つもう一度再確認して質問を終わりたいと思いますけれども、現在の6次総計については令和3年度から令和12年度の総合計画でございまして、この計画書の中には当時行われましたまちづくり意識調査で上下水道に満足している町民の割合ということで66.7%が満足されていると。それとどちらかというと満足しているを含めるのだと思いますが、計画の目標、目指す方向性としてはこの66.7%より向上させるというような計画になってございます。先ほど来お伺いをしてきたのですけれども、まず

引き続き安全で綺麗な水を提供していただくことについて色々な点検ですとか、更新、修繕等を進めていただきたいと思いますのが1つと、料金についても今ほど答弁をいただきましたけれども、必要な改定等があれば説明、理解を深めていただくような取り組みをしていただきたいと思いますし、町民の生活に是非配慮した上で検討を加えるようお願いをしまして、最後ご答弁をいただいて質問を終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 上下水道についての質問を受けたわけでございますけれども、私の政治姿勢としましては、町民の命と暮らしを守る。これがまず1番大切なことなのかなと思っております。水道法の目的の1つであります正常な水の供給、安全・安心な水の供給、快適な生活と環境衛生の保持に努めていくとともに経営戦略改定結果に基づいて、先ほども申し上げましたけれども上下水道の経営審議会、議会の皆様、町民の皆様にわかりやすく丁寧な説明を今後行って参りたいなと考えているところでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それとお願いとして先ほちょっと老朽化あるいは安全のところであまりお話申し上げられなかったのですけれども、本当の報道されているような大きな陥没等でなくても大きな事故、タイヤがとられてしまってということもあると思いますので、是非そういった点検、修繕などを地道で大変ですけれども、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（南 和博君） 以上で2番 望月君の一般質問を終わります。これから暫時休憩します。再開は午後1時、13時と致します。

休憩 午前11時38分

再開 午後12時59分

○議長（南 和博君） 休憩を解き一般質問を続けます。

次、1番 木下君。

○1番（木下広悠君） これより一般質問を行います。項目 行政。件名 町民の心身保護を目的とした施策と課題。①ハラスメント対策、美深町においてハラスメントに関する大きな指針は確認した限りにおいては見られない。令和3年4月1日施行の第2次美深町特定事業主行動計画において「ハラスメントの防止及び排除に努めます」という文言があるが、現状この計画の進捗状況は。（ハラスメント講習の予定や職場において具体的なハラスメント防止の工夫は）。また、上記契約において「総務課総務グループにハラスメン

ト窓口を設置し、相談、苦情等の体制を強化します」とあるが、現在までにどれだけの対応実績があるのか。②美深町自殺対策行動計画について。1、美深町自殺対策行動計画基本施策①地域におけるネットワークの強化において自死遺族と記述があるが、現状行政及び各連携機関が自死遺族に対して具体的にどのような対応を行っているか。2、第4章(2)基本施策に対する指標では、5つの指標における事業の3つが令和5年度は実施されていないが、実施できていない理由は。また、地道に自殺対策に関連する事業を着実にこなしていく事で目標値である自殺者0を実現できると考えるので、未達成の事業の目標値である年1回を確実に行ってもらいたいし、特にゲートキーパー養成講座などは町民の意識を形作っていくために数年おきに開催しても大きく効果のするものではなく、定期的に確実に開催して長期で効果の出るものだと考えるが認識を伺う。3、美深町自殺対策行動計画の基本施策②「自殺対策を支える人材の育成」においての事業に自殺対策と直結するハラスメントに関する研修が明記されていない。自殺に直結する職場環境を整える意味のハラスメント研修が明記されていないことに違和感があるが、今後の考え方は。よろしくをお願いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 木下議員からいただきました町民の心身保護を目的とした施策と課題ということで3点ですか。ご質問いただきました。ご答弁申し上げます。まず①のハラスメント対策について答弁申し上げます。質問の要旨にありました美深町におけるハラスメントに関する大きな指針は確認した限りにおいては見られないというご指摘ですが、法令通称パワーハラスメント防止法に定められておりますように、ハラスメント対策は基本的に事業主が取り組むものでありますので、その認識の上で答弁させていただきます。美深町役場における第2次美深町特定事業主行動計画にありますハラスメントに関する取り組みといたしましては、全ての職員を対象としたハラスメント研修を平成30年度と令和2年度に実施しております。また、管理職に登用した職員には定住自立圏の市町村職員合同研修の中のハラスメント防止研修に今年度も職員を派遣しているところでございます。現在までにハラスメント窓口であります総務課総務グループへの相談実績はないと聞いていますが、ハラスメントは人間関係に起因するものですから、研修などの実施で認識をもち、対策を講じたとしてもいつ起こりえるかわかりませんので、改めて相談窓口の周知徹底を図り、働きやすい職場環境づくりに努めて参りたいと考えているところでございます。次に、②美深町自殺対策行動計画についてのご質問について答弁申し上げます。1つ目の美深町自殺対策行動計画内の自死遺族への対応でございますが、自死遺族への関わりについては、非常に繊細な部分であり、遺族の心情に配慮しながら慎重に取り扱わなければな

らないものでございます。自死遺族のための特別な事業は具体的にございませんが、各種事業の中の自殺対策の取り組みを推進する時は、それぞれ自死遺族に必要な支援を行って参ります。また、自死遺族の方から相談をいただいた場合は対応させていただきますが、これまで相談をいただいた実績はございません。2 ですか。次に計画内の基本施策に対する実施状況とゲートキーパー養成講座についてでございますが、この計画は令和 6 年度新たに策定した計画でございます。策定の目的は、自殺の多くは個人の問題として片づけられない社会的要因が背景にあるといわれており、そのため個人の自己肯定感を高める取り組みを推進するものと併せて、町民や関係機関・団体の理解と協力を持って自殺対策を講じることができるよう、この度はじめて策定したものでございます。従いまして、これまで行ってきた事業のほか、対策に効果的だと思われるような新たな事業を加えておりますので、これまで実績がない事業があることがおわかりいただけるように令和 5 年の状況を記載しているものですので、ご理解ください。5 つの指標に沿って実施する事業が自殺対策として効果がでるよう、まずは目標値に達するよう努めて参ります。次に、ゲートキーパー養成講座は自殺対策に繋がる取り組みとして、私も有効だと認識しております。計画初年度は、昨年の 10 月役場保健福祉課の職員を対象に実施いたしました。木下議員のおっしゃるとおり、継続的に開催することが大切だと考えておりますので、今後は町職員に限らず広く町内の団体など、町民の皆さんにも受講していただけるよう推進本部会議で協議を進めて参りたいと思います。次に 3 つ目、自殺対策とハラスメント研修に関してですが、令和 2 年の 6 月に労働施策総合推進法が改正され、令和 4 年 4 月から中小事業主にパワハラ防止措置が義務化されており、各事業所においても取り組まれているものと思いますので、改めて町の事業としては研修の実施は予定しておりませんが、事業主の皆様には法の趣旨が徹底されますよう努めていただきたいと思っております。以上答弁いたします。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） 想像していた以上にハラスメントに関する研修であったりとか、防止に関わる事業を確実にやっているというように承知いたしました。その上で新たに設置した総務課総務グループにハラスメント窓口を設置して相談実績がないというようなお話でした。そして、これ令和 5 年度の決算においても指摘させていただいたのですが、職員のストレスチェックにおいて、147 人の受診者の内 1 割以上が高ストレス状態に陥っていると。そのような状況でさらに面談の希望者が 0 人だったということから相談窓口においても 0 である。さらにストレスチェックにおいても 0 であるという現状から、やはりあまり相談しやすい体制は醸成されていないのかなという風な印象を抱いてしまいます。

その中でハラスメントの新たな研修であったりとか、そこまで大幅なものは考えていないというお話だったのですけれども、今の数値から察するに、まだまだハラスメントに関してであったりとか職場環境を整えるという意味において研修、ハラスメントに関わる研修だけではないですよ。このハラスメント、人間関係というのは職場において物凄く重要なものがございます。その中でまだまだ研修を行う余地はあるのではないかなと思ったのですが、その辺はどうですか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 只今、職員ストレスチェックのお話もございましたけれども、ストレスチェックの方でそういった相談申し込み等々あれば産業医も始め色々な方を紹介できる体制をとっているところでございますし、まずは今年度1人産業医の相談案件があるのと抑えているところでございますし、この部分まずは職場環境、職場のコミュニケーションが大切だということで、ハラスメントの研修等を受けている管理職と会話、コミュニケーションそういった中で解決できることもあるのかなと思っておりますけれども、そうでない部分、については総務課総務グループの方が窓口ということで、体制を構築しているということでご理解いただきたいと思います。さらに研修がこれだけでいいのかという部分と人間関係が大切だといった部分、まだまだ研修を行う余地があるのではないかという部分ですけれども、役場としましては職員研修で位置付けている部分もございますし、さらに先ほど言いましたけれども広域での管理職対応の研修会、これは機会があるごとに参加させるように進めて参りたいし、またその研修の在り方も今木下議員がおっしゃるとおり必要なことかなと思っておりますので、今後考えて参りたいなと思っておりますのでございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下悠君） 研修の内容は充実されているのは理解したのですけれども、改めてお聞きするのですがやはり相談実績が少ないということで、こちらなかなか名前を出して相談するというようなことはかなり憚られることだと思うので、こちらの相談体制というのは匿名性を維持した上で構築されているのかお聞きしてよろしいですかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） これは基本的に匿名性になっておりますし、実際電話なのかメールもあり得ますし、実際口頭という形での体制がとられているという風に思っています。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下悠君） 僕が認識不足だったのが、令和5年度の新規事業に関してそれは未実施なのは当然ですよ。その中で今年度確実に行っていただきたいということで、今

年度の今僕が指摘させていただいた未実施の３つの事業、次年度予定を明確にされているのかお聞きしてもよろしいですか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ６年度のことですよね。

○１番（木下広悠君） 次年度なので、違います。来年度。次年度です。７年度のことをいっています。

○町長（草野孝治君） ちょっとお待ちください。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ７年度も推進本部会議を開催していかななくてはならないのですけれども、計画書に搭載している事業、７年度計画にある事業を確認しながらちょっと対応して参りたいなと思っていますので、個別のものについてちょっと申し上げられないので申し訳ないですけれども、そういう考えであります。

○議長（南 和博君） １番 木下君。

○１番（木下広悠君） ちょっと細かいところを突いたので答えられないのは当然だと思うのですけれども、ちょっと話を進めていきますね。ゲートキーパー養成講座を職員向けに行ったということなのですから、これは今後職員だけではなく町民全体に向けて拡充していくというような考え方は今現時点でないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほど答弁申し上げましたとおりゲートキーパー養成講座、有効な講座だと。自殺対策に繋がる有効な講座だということで、計画の中でも年１回は開催する形をとっております。昨年は初年度ということで、まずは自殺対策を所管する保健福祉課の職員を対象に実施したわけでございますけれども、今後すぐ新年度できるかどうかわかりませんけれども、職員に限らず団体なり、また全町民を対象にした講座なりを考えていくということで、まずは令和７年度のそれら含めて令和６年度行った今年のゲートキーパーの講座、今年の広報の在り方等々を６年度事業を評価して７年度事業を立てますので、それらに合わせて７年度の開催方法について開催することには間違いはないですけれども、どういう形を対象にしていくかということについては推進本部会議の中で詰めていきたいと思っております。

○議長（南 和博君） １番 木下君。

○１番（木下広悠君） はい、確実に実施されるということで安堵しておりますが、こちらのゲートキーパー養成講座ですけれども、時期とかその辺は意識されているのか。今回道が公表している平成１７年から令和６年度までの２０年間の月別自殺者数に目をともし

たのですけれども、大体の場合は3月ごろから自殺者が増加していて、それが4月まで続くと。それから落ち着くとか減っていくというような傾向を確認いたしました。その中でももちろん全国的にも3月というのは自殺者が増加すると。就学にあたりとか転職だったりとかそういったことから自殺者が増えるというような分析だと思うのですけれども、ここら辺で自殺者が増えるということで、その前月にゲートキーパー養成講座を行った方が良いのではないのかなという風な考えが僕にございまして、そこからゲートキーパーの勉強を受けて意識を強めていくというようなその流れで2月ごろに開催していただければ1番ベストなのかなと思ったのですけれども、そこら辺どうですかね。ゲートキーパー養成講座を開催する時期とかそこら辺の議論はあるのですかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 自殺対策行動計画等にも資料がございますけれども、色々な対応なり相談窓口なりご紹介している部分もあります。そういった部分含めてゲートキーパーの講習の中でそういった部分もきっちり説明していく内容となっております、実は推進本部会議が4月から6月の間に開催するというような計画になっておりますので、この中でいつ誰を対象にゲートキーパーの講習会を開催するかということを詰めていく予定になっておりますので、2月というと令和8年になってしまいますので、その辺も含めていつ開催するかについてよりも、きちんと継続して、木下議員がおっしゃるとおりきちんと継続して多くの方々に受講してもらえ体制が大切かなという風に思っております。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 時期は意識されていないという理解でよろしいですか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 意識というか、その本部会議の中で色々な意見を伺ったり、また日程調整をして決めていきたいということで、意識していないというわけではございません。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 自死遺族に対して非常にセンシティブな問題でなかなか介入しづらいのは理解できるのですけれども、身内の死をきっかけにかなり困惑されている状態で物凄く煩雑な手続きがございますよね。例えば世帯主の厚生年金の脱退手続きだったりとか相続関係の手続きであったり、そういったものが身内の死ときっかけに膨大に押し寄せてくるというような相当なストレスになるので、そういうのをあらかじめ把握してそういう自死が起こった直後に自死遺族に対してそのリストアップされたものを持って訪ねて説明していくというようなフォローとかそういったことは可能ではないのですかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 自死かどうか判断できない場合もありますけれども、基本的に町内で亡くなられた方の手続きについては、総合窓口の中で相談を受けたり様々な分野についてそこでご指導というか相談を受けながら対応することになっておりますので、これは自死だけではなくて、町民みんなに対してそういった対応をしているということでご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） 行動計画にある自殺対策行動計画にある自死遺族を含めての対策ということなのですけれども、ここは今現状は行われていないということでよろしいですか。これを今後何か具体的に自死遺族を含めてとあるので、自死遺族に対してのフォローを受動的ではなく積極的なフォローというか、そういったものは考えられないということですか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっとデリケートな部分がございます、自死かどうかという部分、そのご家族が申し出てきてこういう相談となれば対応は可能かもしれませんが、そういうことで困っているのだとなりますけれども、こちらから亡くなった方に自殺ですかという形で対応するというにもちょっとデリケートな部分を含んでいるのかなと思っていますので、その部分はケースバイケースといったら何ですかね。ちょっと慎重に対応していく必要があるのかなと思いますけれども。決して積極的というか積極的でないとかそういった考え方ではないですし、きちっとそういう風なご相談なり困っている方に対しては、しっかりと対応していきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） あと1 回この件について伺いますね。自死遺族の方、もちろん自殺かどうかなどと聞くことは、それは憚られることだと思いますけれども、何らかの状況で分かった状態で少なくともこの計画書においては美深町は過去10 年間に於いて7 人の自殺者がいるという風に、この情報を得ているので、何かしらの時期はもちろん時間がかかるのかもしれませんが、情報を早く得る場合もございますよね。その段階で早く知り得た情報に関しては積極的に動いても良いのかなと思います。今の話を聞いているとあまりにも受動的すぎてもしかすると、それではこの計画、折角策定されたのですから意味のないとまでは言わないですけれども、自殺者0、令和10 年度自殺者0 というような目標を達成できないことにもなりかねないのかなという風に思いました。ここについて何かもう少し知り得た情報が、確たる情報があるのであればもう少し積極的に動いて

もいいのかなのと思ったのですが、この辺はどうでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほどの人数等も誰がという部分は情報はないですけども、後から警察なり何なりの集計で知り得ることができるという状況です。そして、今の積極的かどうかという部分もあるのですけれども、そういう形で必要だと思われる場合は遺族といますか、残された家族の方々の心情に配慮しながら、こちらからご相談を何か心配事はないですかということは可能かなという風には思っておりますので、全く何もしないという考えではないといった姿勢であるということもご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） 想像していた以上にハラスメントの防止だったりとか、研修であったりとか自殺対策に関してもある程度議論が交わされていて、そこまで捨てたものではないのかなというような理解をいたしました。その中でできる限り美深町も人口が少ないということで、大規模な自治体であれば現実的な話、自殺者 0 というものを謳うことは難しいとは思いますが、美深町であれば 10 年連続自殺者 0 人ということも決して不可能ではないと思います。なので今後この計画にも自殺者が 2 万人に推移していて依然として厳しい状況であるという風に記述されておりますけれども、この混とんとした時代において美深町が一筋の光になるような理想的な自治体になっていただけることを願っております。という風に強く訴えたところで、次の質問に参ります。項目 行政。件名 新電力への切替えによる効果的な経費削減。2016 年の電力小売全面自由化以降、新電力が公共施設や民間の電気料金を大幅に値下げしている。2024 年度 7 月時点で、新電力のシェアは全販売電力量の 19.8% となっており、数字の面でも台頭は顕著である。新電力は市場連動型なので、2022 年 10 月から 2023 年 2 月に市場価格が高騰した例があるが、現在は公正取引委員会が介入したことにより低水準を保ち、今後も高騰のリスクは少ないと考えられる。高騰した場合においても切替は可能であり、ほぼほぼ新電力に変えるデメリットは解消されている。道内では遠軽町が道の駅における電力契約を新電力に切り替えているが、美深町では電気代削減の議論はどれだけ行われているか伺う。例えば、美深町において公共施設を一部試験的に短期限定で新電力に切り替えを行うなど、特にデメリットがない方法で経費削減効果を実証することができるのでは。新電力は、一年契約なので 1 年以内に切り替えれば解約手数料も発生しないので是非実行していただきたい。先日の全員協議会で第三セクターの現状についてご報告いただいたが、道の駅、びふか温泉の課題は多い。利益を上げることは大前提だが人件費以外の経費削減が重要との報告であったことから、道の駅での新電力への切替から始めてみるのが良案かと考えるが、

提案してみる考えはないか。よろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 新電力の切替による効果的な経費節減についてのご質問をいただきました。新電力につきましては、平成28年第1回の定例会において一般質問を受けまして、当時の山口信夫町長が答弁しております。その答弁内容の結論としましては「電力供給先の変更は考えていないところであります」としており、その理由には、本町にはご承知のとおりほくでんグループの水力発電施設があり、この設置によって国の電源立地交付金を毎年度受けられる現状にあること、さらにチョウザメ飼育施設はこの水力発電の放流水を活用している施設であり、ほくでんの理解と協力で多大な恩恵を受けている状況にありますというようなものでございました。この状況は現在においても変わらないものでございます。おっしゃるとおり経費の削減も大事ですが、経費的な合理性だけで判断することではないことをご理解いただければと思います。また、道の駅へ提案してみる考えはないかとのご質問につきましても、提案すること自体はやぶさかではございませんが、町が筆頭株主となっている第三セクターが、また町の指定管理や支援を受けている第三セクターが町の考え方と異なる対応をとることについて、ちょっと若干違和感を持っているところでございます。第三セクターの経費削減の重要性は大変非常に認識しているところであり、電気関係では令和5年度に照明器具のLED化による省力化にも取り組んできておりますこともご理解いただければなと思っております。現在のところ北電さんからの電力供給先の変更は、引き続き考えていないということでご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 新電力の切替えということは考えられていないということだったのですけれども、その上で関係性、ほくでんとの関係性、さらには電源立地交付金の交付を毎年度受けられるというような理由があると承知したのですけれども、その中でこの交付金であって新電力に切り替えた際の削減率の対比であったりとか、もちろん今の答弁でいうと削減であったりとか経費だけの話では済まないというようなお話すごく理解できるのですけれども、ここら辺どれだけの経費、新電力に切り替えた際とこの今現状電源立地交付金ですかね。それをいただけると。その上で財政的に金銭的な観点でどれだけ差があるというそういうような試算はされたことはございますか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 6年度は特に新電力さんからの営業、当初は沢山来たのですけれども受けていないということです。過去の例を従い削減の程度は年間過去ですけれども200万程度というような形での200万程度といわれております。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） 今の200万程度というのは公共施設の全てを置き換えた場合と
いうことの理解でよろしいですかね。この質問をするにあたって一応名前は伏せておきま
すけれども、某新電力代理店にCOM100の2025年1月の電気料金の主要な情報だ
けいただいて、それを向こう側に提出して見積もりを出していただいたのですよ。これは
あくまでも1月単位ですので、概算の見積もりになりますけれども、COM100大体1
20万円。1カ月に。電気代、電気料金がかかっています。それを新電力に切り替えた
際に削減率17%ほどです。年間で200万円は超えているというような見積もりが出さ
れております。その中で今言った200万円というのはどの施設のことを言っているのか。
全ての施設を切り替えて200万円というのはほぼほぼあり得ないのかなと思っておいま
す。その当時の状況下ではそういった話があったのかもしれませんが、恐らくこの見積も
りを見ると3つ公共施設を変えるだけで1千万円ほどは浮くと思います。今の答弁もう少
し詳しくお答えできますか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 戻るようではすけれども、先ほど申しましたとおりほくでんさんの
理解と協力でこの間の美深町の振興発展にも繋がっているということで、その考え方は基
本的に変わらないということでございます。今、おっしゃったのは業者さんの見積もりな
ので、私それがどういう根拠でこうなるということとはわかりませんし、200万なのか
300万、もっとなる業者さんも出てくるかもしれません。見積もりによっては。ほくで
んさんも当初はそういう新電力さんの見積もり、そしてほくでんさんの見積もりとそれ遜
色ないので継続した経過があるのかなと推測している部分もございますけれども、今この
近辺においても過去に新電力と契約した自治体においても今はほとんどと言っていいほど
北海道電力さんにまた戻しているというような状況になっております。そういった部分も
含めて新電力さんから最近営業も何も来ていませんので、多分それはうちがもしかす
るとほくでんさんの施設があるからなのかどうかわかりませんが、同様に下川町さ
んにおいてもサンルダムのほくでんグループの発電所があるということで、そういった理
由でほくでんさんの契約を継続しているとそういった認識でございますので、金額につ
いてはその見積もり業者さんの見積もりですので、色々ほくでんさんとまた比較してみない
と一概には言えないかなとは思うのですけれども、いずれにしてもこれまで同様にほ
くでんさんの供給をしていくというような考えに変わりはありません。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） 新電力に切り替えた自治体が今現在はほとんどほくでんにまた切

り替え直してるといような情報をもう少し正確に伺ってよろしいですかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） はい、上川北部地区ですけれども、音威子府さん、下川町さん、和寒町さん、士別市さん、抑えている情報ですけれども過去に新電力との契約実績がありますけれども、現在はほくでんとまた再契約をしているということでございます。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） その理由については把握されていないということですかね。恐らくこの通告書にも書かせていただいているとおり、2022年10月から2023年2月に市場価格が高騰した例がございます。これまで新電力、電力自由化になった際に、数回そういったことが起こって、現在、公正取引委員会が介入してそういうことがほぼほぼないと言われているのですけれども、その段階で高騰した際に切り替えたといようなある程度推測なのですけれども、僕が今おっしゃっているのはそういう状況下ではないよと。以前と状況は大分変っているといようなことを僕は申し上げております。その中でほくでんに切り替えず、新電力に切り替えずにほくでんとの関係性を優先する、それは結構なことだと思えるのですけれども、関係性だけでおっしゃられても少し解せないところがあって、やはり経費的な面であったりとか、そういったものをどれだけ変わるのか試算した上で、あらためて試算した上で、リスク、デメリット。メリットそういうのを改めて試算した上で関係性を重視する、そこまで大差がないので重視するだったらわかるのですけれども、ちょっと今の答弁では思考停止しているような印象を受けてしまったので、もう少し納得できるようなご説明を願いますかね。もちろん経費的な面だけで今までの関係性を切り捨てるといようなのは僕自身も違和感があります。ただ関係性があるから経費削減に大きく貢献できるのにも関わらず、関係性があるという1点でそれを拒絶するといのはあまりにも短絡的なと。関係性を維持した上でどこまで相手との関係性を壊さずに妥協して政策を行っていくかが、優秀な首長なのではないかなと思ってしまうのですがどうでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） この間の行政の継続もございすし、先ほど全公共施設かと言われると役場関係の部分が200万となるのかなという風に私は報告を受けたわけでございすので、そういった部分全体を含めて熟慮に熟慮を重ねて地元企業の北海道電力さんに供給を依頼しているといようなことになっておりまして、新電力さん、私、道内にどういった電力会社があるのかも把握していない部分もありますので、その辺については少し調べて参りたいなと思っておりますけれども、いずれにしましてもこれまで北海道電力さん

と契約、また北海道電力さんにおいては定期的にこちらの方に足を運んでいただいておりますし、これ以外にもイベント等で高所作業車の実演ですとか体験ですとか、そういった部分でのご協賛をいただいていることもございますので、そういう総対的なことを熟慮の上に引き続き、ほくでんさんの電力供給を続けていきたいというようなことでご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） 恐らく 2 0 0 万円削減できると先ほど町長がおっしゃっていたのは、恐らく公共施設単体でどれだけ経費削減できるかという話だと思います。先ほど僕が述べた某新電力代理店が遠軽町の公共施設 4 0 施設ほどあると聞いているのですが、それを全て切り替えた際 4 千万円の経費削減ができるというような見積もりを出したという風に伺っております。その中で美深町であれば恐らくそこまではいかないかもしれないですけども、数千万、1 千万、2 千万円の経費削減は可能だと思います。その中で僕が先ほど述べた一部の公共施設においてはほくでんさんとの関係性も崩れることはなく、そして先日全員協議会で今後町の財政状況を見れば緊縮財政を推し進めていかななくてはならないというような報告をいただいたところです。その中である程度、財政の自由度を確保しておくために、政策の自由度を確保しておくために新電力を公共施設において、一部、全部というのは非現実的だと僕も議論していて感じましたので、一部、新電力に置き換えるというだけであればかなり現実味が増すお話なのかなという風に思います。以上で何かあればお願いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） あの某新電力の会社のことについては、どこかよくは承知していませんのですけども、いずれにしても数千万単位で変わるという部分、多分その新電力さんのどういう根拠でそうなるのか、ちょっと私も承知していませんのですけども、そんなに変わるのであれば、その旨をほくでんさんに紹介して実際どうなのかということを確認させていただければなと思っておりますけれども、一部の地域云々ということではなくて、基本的に総体を熟慮してほくでんさんと電力供給を続けているということをもまずはご理解いただければなと思います。同じように下川町さん、幌加内町さんについてもほくでんの発電施設があって同様に交付金を受けていると、そういったことを含めて継続しているという風に同様の考えでいるということをご理解いただければなと思います。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） 僕の思いが伝わったのか、ある程度ほくでんの方にも少しお話を伺うというような答弁を聞いて凄く感謝いたします。その中で僕が今回お世話になった名

前を出してもいいのですけれども、名前を出して良いと言われているので、株式会社コロニー１７９という会社の新電力の代理店ですね。その中の代表の方がいつでも無料でその気になれば美深町に新電力のご説明をするために馳せ参じるとそのようなことを言っていたので、ほくでんに話を伺うのであればその方にも、その方でなくてもいいのですけれども現実どういう風な状況下、新電力というのがどれだけの経費削減できるのか、そこから辺の議論、真摯な議論を行ってもらいたいという風に思います。その中で少し関連なのですけれども、お答えできなければ結構ですけれども、平成２２年度の美深町地域エネルギービジョン報告書を拝読させていただいたのですよね。その時点ではバイオマスや雪熱エネルギー、風力エネルギーであったりとか、水力発電、そういった様々な美深町のためになるようなエネルギー政策を議論されているというような印象を受けましたが、今現時点で美深町はどれだけの議論が進んで、この平成２２年のエネルギービジョンからどれだけ実績を積んでいるのかわかる範囲でお答えいただければ。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 通告時もないですし、資料を持ち合わせしていませんけれど、この間相談あったのは、風力なり小水力なり太陽光パネルの関連で相談あったのがございます。その後小水力については、まだ調査段階だということで新たな新エネルギーの部分については、私の思いつくところではその３点ほど協議なり準備が進められているという状況でございます。あとその新エネルギー計画の中でびふか温泉に木質バイオマス燃料の導入をした、整備したということが大きな部分だということでございます。

○議長（南 和博君） １番 木下君。通告にあることの質問しか受け付けられませんので気を付けて発言してください。

○１番（木下広悠君） はい。このエネルギービジョンある程度進んでいて実績もあるということで、どんどん、推し進めていただければいいと思いますが、少し話戻りますけれども、これらのエネルギー政策を行う上で相当なイニシャルコストであったりとか初期投資がかかると思います。これから進めていく限りにおいて。その中で新電力に関していえば、請求してくる主体を切り替えれば年間公共施設数千万浮くというような、これ事実だと思うので是非確認していただきたいので、そちらの方が余程現実的で経費削減できる案かと思いますので、先ほど述べられたように、町長述べられたように是非精緻な議論を行っていただいて、各専門家の方々にお話を伺っていただければなと思います。必ずやとは言えないのですけれども、かなり美深町のために貢献するような良案だと僕は思っておりますので是非お願いします。以上で一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、１番 木下君の一般質問を終わります。ここで暫時休憩

します。再開を午後２時といたします。

休憩 午後１時４８分

再開 午後２時００分

◎日程第４ 議案第３号 令和６年度美深町一般会計補正予算（第９号）

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。

次、日程第４ 議案第３号 令和６年度美深町一般会計補正予算（第９号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

４番 名取君。

○４番（名取明美君） ページ数１３ページ。区分が１９、扶助費ですね。乳幼児医療扶助と、あとひとり親家庭扶助費のところ１４７万円となっております。ここ説明のところでは受診件数が増えたという説明でありました。これは何人ぐらい増えたのか。あるいはこのひとり親家庭といいますが、母親だけのあれなのか、父親も関係あるのかその辺も含めてお願いいたします。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健君） １３ページの乳幼児ひとり親の１４７万円増加した要因につきましては、当初見込みで受診件数が４，７００件ありましたけれども、令和６年度の見込みにおいて乳幼児において５，００７件と受診の件数が病院にかかる受診の件数が伸びたことによる予算に不足が生じたものであります。ひとり親につきましては当初４００件の見込みでありましたけれども、見込みでは４６６件とこちらも病院の受診の件数が伸びたことによる追加になっております。ひとり親の助成の制度なのですが、対象となる方としましては、ひとり親の家庭、父子家庭、母子家庭どちらも対象となるということです。

○４番（名取明美君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（南 和博君） ８番 藤原君。

○８番（藤原芳幸君） それでは私の方からはコロナワクチンの予防接種等に関して伺いたと思います。今年度に関しては国の方から色々接種に関しての資金が出て、そして計画を立てていたのですが、随分取まってきたという感じがあるのかどうか。実際にはコロナワクチン結構なくなったわけではない、色々罹ってはいるのでしょうか。ワクチンの接種だとかそれに関しては、かなり残っていて返還するというようなことが出

ておりますけれども、状況的に今どのような状況で見ているのか、特に新年度に関しても話がわかる範囲で結構なのですけれども、国としては今までのこのような体制というものを維持していくような予定になっているのか、新年度においてはまた新しい何か枠を変えた中で、支援がおこなわれるのか、全く5類相当と同じインフルエンザと同じような扱いになっていくのか、ちょっとその辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） コロナワクチンの関係でございますが、当初補正予算で計上させていただきました人数からは大分実績としては減っているような状況でございます。町内のコロナの感染者の受診状況を聞いている部分だけではありますが、完全にもちろなくなっているはいないですし、時には多い時もあるという風には聞いている状況ですが、重症化の部分に関しましてはあまり重症化しているというような話はお聞きはしていない状況でございます。来年度のコロナワクチンの関係につきましては、現状詳細情報ございませんけれども、6年度につきましては国の方で8,300円の助成、1回あたりの8,300円の助成はございましたけれども、来年度の7年度の部分については今現在情報はないような状況でございます。

○議長（南 和博君） 9番 和田君。

○9番（和田 健君） 私は、歳入の方で11ページになりますが、企業版まちづくり応援基金寄附金のところで少し説明の中で聞き洩らした可能性もあるのですけれども、これ寄附の募集方法なのですけれども、私自宅の方で検索してみたところですね。内閣府のポータルサイト、あとは民間なのか実際に名前を出しますと、リバーというところが検索にヒットしましたけれども、一応そのポータルサイトの活用というのは、その2件でよろしいのかお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹（前田直久君） 企業版ふるさと納税の関係でご質問いただきました。議員おっしゃるとおり、美深町で取り扱っているところについては、その内閣府、リバーということで、あと町の方に直接申し入れくる場合もありますけれども、そういった形で対応させていただいております。

○議長（南 和博君） 9番 和田君。

○9番（和田 健君） わかりました。もう一度確認なのですけれども、リバーの方も内閣府の方から委託というか依頼されているところ、そのサイト使用料が発生しているのか、していないのかという部分もお聞きしたいところです。もう1点なのですが、寄附の対象となる事業の部分で、こちらは美深町のホームページの方を拝見したのですけれども、各

寄附をいただいている企業の方々のその指定した事業というところは、指定が基本目標というのにあたっていると。その基本目標の中の各種事業の方は何に使っているのかというのが具体的ではなかったのですよね。そこら辺でいいますと、その企業とのマッチングの段階で基本目標だけで済んでいるのか、もっとチョウザメにこれは使ってくださいという風にもらったものなのかというところで、もう少し具体的に公表してもいいのではないのかなという気はしたのですけれども、その考えをお聞かせください。

○議長（南 和博君） 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹（前田直久君） 1つ目のリバーの関係ですけれども、リバーについては手数料を支払っているということでございます。続いて企業版ふるさと納税の使途というか指定の部分なのですけれども、こちらについては寄附される方がもう最初からこれに寄附したいという場合もあれば、何か使ってほしいという相談もあったりするものですから、その場合にはこういった種類のものがあって、例えば産業でいったらチョウザメがありますとか色々紹介する中で、チョウザメの方に寄附したいというようなことで選択していただいているといったような形もあります。ホームページ等でそこまで色々細かく書いてしまいますとなかなか情報量も多くなってしまいますので、今ホームページに載っているのはご覧いただいた範囲なのですけれども、実際は寄附、申し出があった時に担当等に相談ありますので、その際に色々情報を伝えながら進めているといった具合になっております。以上です。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第3号について採決します。議案第3号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第9号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第3号は可決されました。

◎日程第5 議案第4号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第4号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第4号について採決します。議案第4号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第4号)について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って議案第4号は可決されました。

◎日程第6 議案第5号 令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算(第4号)

○議長(南 和博君) 次、日程第6 議案第5号 令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 和田君。

○9番(和田 健君) 6ページの高額介護サービス等費負担金、こちらの方で説明では件数が増えたということだったのですけれども、この高額介護サービスというところでちょっと私も勉強したのですけれども、利用者の負担金が上限を超えた部分を国が補助するということみたいなのですが、これの実情といいますか現状でいいますと、その利用者の上限を超えているのですから、負担が結構増えているという認識でよろしいでしょうか。ちょっとその増えている要因になりますか、それをお聞かせください。

○議長(南 和博君) 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹(和田政則君) 高額介護サービス等負担金につきましては、昨年と比較すると確かに伸びているような状況でございます。特に保険給付費の中でも施設サービス給付費負担金が伸びている部分がございますので、その部分で高額の方も多くなっているのではないかなと思います。

○議長(南 和博君) 9番 和田君。

○9番(和田 健君) わかりましたのですけれども、次年度予算もちょっと見たのですけれども、やはり250万増額になっているのですよね。この施設サービス費の高騰というのは、あるのはいいんですけれども、このあとどうなのでしょう。介護保険の今回の補正でいいますと款の中での調整というかで、結局プラスマイナスゼロということなので、中身を見ますとそういったサービスの給付負担金というところと、介護予防サービスの方に考えると予防サービスの方は利用増があるけれども、普通の介護サービスのそちらは利

用減があったりというその兼ね合いを考えていくと今後のその高額介護サービスの方って傾向としては増えるしかないのですかね。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 保険給付費の中で見ますと実際その昨年度、令和5年度の実績から比較しますと6年度の見込みとしては増えているような状況にはなっております。その中で、特にその給付費の中で昨年と比較して増えている部分につきましては、訪問介護ですとか、特養関係が、大きく伸びてございますけれども、逆に減っている部分でいきますと認知症対応型のグループホームとかは昨年と比較すると少なくなっているような状況ですし、小規模多機能型居宅介護も去年から比較するすると下がっているような状況でございます。ただ、第9期の介護保険計画の中で推計しました保険給付費と比較しますと、そこまで伸びていないかなというような今現在のところ推計しているような状況でございます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第5号について採決します。議案第5号 令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第5号は可決されました。

◎日程第7 議案第6号 令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第6号 令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第6号について採決します。これから議案第6号について採決します。議案第6号 令和6年度美深町簡易水道

事業会計補正予算（第４号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第６号は可決されました。

◎日程第８ 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第８ 休会日の決定の件を議題とします。明日１２日から１６日を議案調査並びに予算特別委員会による新年度予算の審査のため休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って明日１２日から１６日は休会とすることに決定しました。以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦勞様でした。

散会 午後２時１９分

令和7年第1回定例会
美深町議会会議録
第3号（令和7年3月17日）

◎議事日程（第3号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 行政報告
- 第 3 議案第10号 委員会報告 令和7年度美深町一般会計予算
- 第 4 議案第11号 委員会報告 令和7年度美深町国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議案第12号 委員会報告 令和7年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第 6 議案第13号 委員会報告 令和7年度美深町介護保険特別会計予算
- 第 7 議案第14号 委員会報告 令和7年度美深町簡易水道事業会計予算
- 第 8 議案第15号 委員会報告 令和7年度美深町下水道事業会計予算
- 第 9 議案第7号 美深町情報公開・個人情報保護審査会条例及び職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第8号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 第11 報告第2号 委員会報告 令和6年度議会広報特別委員会報告
- 第12 発議第2号 特別委員会の設置について
- 第13 発議第3号 特別委員会の設置について
- 第14 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（10名）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 木 下 広 悠 君 | 2 番 望 月 清 貴 君 |
| 3 番 中 瀬 亮 太 君 | 4 番 名 取 明 美 君 |
| 5 番 欠 員 | 6 番 田 中 真奈美 君 |
| 7 番 小 口 英 治 君 | 8 番 藤 原 芳 幸 君 |
| 9 番 和 田 健 君 | 10 番 荒 川 賢 一 君 |
| 11 番 南 和 博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長	草 野 孝 治 君	副 町 長	川 端 秀 司 君
総 務 課 長	中 江 勝 規 君	企画商工観光課長	小 野 勇 二 君
住民生活課長	桜 木 健 一 君	保健福祉課長	小 林 一 仙 君
農 務 課 長	山 崎 義 典 君	建設水道課長	中 林 秀 文 君
会 計 管 理 者	後 藤 裕 幸 君	総務グループ主幹	内 山 徹 君
企画グループ主幹	渡 辺 善 美 君	経済産業グループ主幹	前 田 直 久 君
生活環境グループ主幹	川 端 健 君	税務グループ主幹	中 野 浩 史 君
保健福祉グループ主幹	和 田 政 則 君	農業グループ主幹	加 藤 保 昭 君
建設林務グループ主幹	田 畑 尚 寛 君	水道住宅グループ主幹	町 屋 英 雄 君

◎教育委員会

教 育 長	杉 本 力 君	教 育 次 長	大 堀 裕 康 君
教育グループ主幹	元 岡 友 之 君	教育グループ主幹	前 田 貴 也 君

◎農業委員会

農業委員会会長	藤 本 博 君	事 務 局 長	山 崎 義 典 君
---------	---------	---------	-----------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水 本 守 君	事 務 局 長	竹 田 哲 君
--------	---------	---------	---------

◎議会事務局

事 務 局 長	竹 田 哲 君	事務局副主幹	服 部 満 君
---------	---------	--------	---------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は 10 名全員出席です。定足数に達していますので只今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第 1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第 1 諸般の報告を事務局長より行わせませう。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告をいたします。予算特別委員会が 3 月 13 日と 14 日に開かれ付託事件の審査を終了し議長宛てに小口委員長から委員会報告書が提出されており本日の会議に付議しております。次に追加議案について申し上げます。議会側から委員会報告 1 件、発議 2 件です。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第 2 町長から行政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

草野町長。

○町長（草野孝治君） おはようございます。公用車の交通事故について行政報告を申し上げます。去る 2 月 21 日、本町の職員が運転する公用車の軽自動車と町道排雪作業委託先のダンプトラックが衝突する交通事故が発生いたしました。この事故は介護保険事業所に書類を届けるために町道東 1 号道路を南に向かって走行していた公用車が 7 線道路の交差点において一時停止の標識を見落として交差点に進入し東側から来た排雪運搬トラックの前面と公用車助手席側が衝突。公用車は弾みで対向車線側の道路標識に運転席側から衝突して停止したという状況でした。幸いにも相手方の運転手に怪我はなく、また公用車を運転していた職員もごく軽い打撲で済み、治療が必要な状態には至っておりません。一方相手トラックはバンパーを損傷、軽自動車の公用車は全損となりましたので廃車処分としたところでございます。一步間違えれば取り返しのつかない重大な事故であったことを町として重く受け止めているところであり、今後職員の安全運転を徹底し、このような事故が起こらないよう努めて参ります。なお、この事故にかかる損害賠償の額の決定等については協議が整い次第、議会に報告する予定であることを申し上げ報告とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 只今の行政報告に関しお尋ねの向きがありましたら発言願います。

7 番 小口君。

○7 番（小口英治君） お尋ねではありませんけれども、報告を聞きまして自分自身の反応というか意識が薄れてきております。美深町交通安全推進協議会の会長でもあります草野町長に事故防止の取り組みに対して、今一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 事故防止の取り組みでございますけれども、それぞれ各職場、町と言いますか職場の中に安全運転管理者を配置しております。また、安全運転管理者によりまして全職員に対し、それぞれの交通安全運動期間はじめそれぞれの月間等に全職員に対しノーツを介し啓発活動を展開している他、地域安全推進協議会そういった中でも職員だけでなく全町民に対し啓発を図っているところでございます。今回の事故発生後もそれぞれ全職員に対し再発防止と言いますか安全運転の励行について周知徹底を図っているところでございまして、引き続きそれぞれの職場長、安全運転管理者等を通じ、また飲酒運転等の対策においてもそれぞれ公用車乗車前の点検チェック等もさらに引き続き強化して対応して参りたいなという風に考えている次第でございます。

◎日程第3 議案第10号 委員会報告 令和7年度美深町一般会計予算

○議長（南 和博君） それでは次、日程第3 議案第10号 令和7年度美深町一般会計予算乃至日程第8 議案第15号 令和7年度美深町下水道事業会計予算を議題とします。令和7年度の各会計予算6件は議長を除く全議員で構成する予算特別委員会に付託していましたが、審査が終了した旨委員長から報告がありました。本件について委員会審査の結果を委員長から一括してご報告いただきます。

7 番 小口君。

○7 番（小口英治君） それでは令和7年度予算案にかかる審査の経過と結果についてご報告申し上げます。本特別委員会は3月4日に付託されました議案第10号乃至議案第15号令和7年度美深町一般会計予算及び3特別会計予算並びに簡易水道事業・下水道事業会計予算について13日及び14日の2日間にわたり審査を行いました。審査の結果につきましては、議長を除く全議員で構成する委員会ですので省略させていただきます。審査の結果につきしてご報告申し上げます。議案第10号 令和7年度美深町一般会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定致しました。次、議案第11号

令和7年度美深町国民健康保険特別会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定致しました。次、議案第12号 令和7年度美深町後期高齢者医療保険

特別会計予算につきましては全員賛成により原案可決すべきものと決定致しました。次、議案第１３号 令和７年度美深町介護保険特別会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定致しました。次、議案第１４号 令和７年度美深町簡易水道事業会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定致しました。次、議案第１５号 令和７年度美深町下水道事業会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定いたしました。令和７年度の予算は２５年ぶりの特別会計を含め総額８０億円を超える大型予算です。特に基金・起債等の財政運営など各委員から指摘のあった事項につきましては、改善や検討に努められ今後の予算執行に十分留意いただくことを理事者側に申し上げ予算特別委員会の審査報告といたします。ご苦労様でした。

○議長（南 和博君） 予算特別委員会の報告は議案第１０号 令和７年度美深町一般会計予算乃至議案第１５号 令和７年度美深町下水道事業会計予算は原案可決すべきものという報告です。予算特別委員会は議長を除く全議員で構成する委員会です。従って、質疑・討論を省略し採決を行います。この採決は起立をもって行います。はじめに議案第１０号 令和７年度美深町一般会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第１１号 委員会報告 令和７年度美深町国民健康保険特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、議案第１１号 令和７年度美深町国民健康保険特別会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第１２号 委員会報告 令和７年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、議案第１２号 令和７年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第13号 委員会報告 令和7年度美深町介護保険特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、議案第13号 令和7年度美深町介護保険特別会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第14号 委員会報告 令和7年度美深町簡易水道事業会計予算

○議長（南 和博君） 次、議案第14号 令和7年度美深町簡易水道事業会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第15号 委員会報告 令和7年度美深町下水道事業会計予算

○議長（南 和博君） 次、議案第15号 令和7年度美深町下水道事業会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号 美深町情報公開・個人情報保護審査会条例及び職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第7号 美深町情報公開・個人情報保護審査会条例及び職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論あり

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第7号について採決します。議案第7号 美深町情報公開・個人情報保護審査会条例及び職員の給与に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って議案第7号は可決されました。

◎日程第10 議案第8号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第10 議案第8号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 望月君。

○2番(望月清貴君) これについては2点質問させていただきます。1つは8ページに改正の概要が議案書に書いてあるのですが、その内の①ということで育児又は介護を行う職員の深夜勤務、時間外勤務の制限を3歳未満から小学校就学の始期に至るまで、達するまでに拡大するということですが、これについてこれまで3歳未満の子どものいらっしゃる家庭の職員ということだったと思いますが、これまで実績等がございましたら教えていただきたいのと、それから2点目は10ページになりますけれどもこれも法改正によるところが大きいと思うのですが、実際条例立ち上げて進めていかなければならないということであれば10ページの改正案の18条の3ですね。一番最後のところ。任命権者は円滑に行われるようにするため次に掲げる措置を講じなければならないということ。3つ。1番はこれに職員に対する研修、それから2番は相談体制の整備、それから3番として勤務環境の整備に関する措置ということで条例としては決めなければならないということだとは思いますが、具体的にもし今現時点でお考えいただいている措置というのでしょうか。取り進めは今年の予算にもし入っていれば教えていただきたいのと、入っていなくてもどのようなことを考えるというようなことがあれば教えていただきたいと思えます。

○議長(南 和博君) 内山総務グループ主幹。

○総務グループ主幹(内山 徹君) 只今2点のご質問をいただきまして、まず1点目こちら超過勤務の免除の対象となるこの拡大の部分、こちらにつきましての実績なのですが

実績、こちらの方は今のところございません。ただ最近ちょっと質問の趣旨とはずれるかもしれないですけども、子看休暇というのは、ここは子どもの看護の方、あちらの方を結構使われる職員もちょっと見えてきたかなというようなところがあります。ご質問の2点目、介護の方ですね。こちらの今のところどのようなことを考えているかという部分なのですけれども、まずこちらの今回の改正の中でも申し出がありましたら制度等を知らせるという部分と40歳の年度の時に制度等を知らせるというタイミングがありまして、まずこの40歳の時には必ず知らせなければならないということになりますので、その部分につきまして、まず現状の制度ですね。介護休暇ですとか介護時間ですとかそういった色々な制度、あと共済の関係ですとか具体的に作業をまだ進めていないのですけれども、そういったものをまずまとめて、分かりやすい資料としてそういうものを提示していかなければならないかなと。あと研修の実施とかもあるのですけれども、この内容だけで研修をやるちょっと若い職員とはなかなか興味持たれない部分もあるので他の研修などと併せてこういうのがありますよとペーパー配るですとかそういうことも今後考えていかなければならないのかなという風に考えております。そんな感じです。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 少しだけお聞きします。まずは育児の関係ですけれども、これはあくまでも深夜見る方がいない場合に深夜の勤務をしないという請求ということで、よろしかったかどうかと、それだったらここまでそれは当たり前かなと思うのですけれども、それが1つと2点目の方については研修等についてはわかったのですが、相談は誰にするのかということ勤務関係についても特に何かあれば結構ですけれどもお願いします。

○議長（南 和博君） 内山総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（内山 徹君） 1点目、こちらそうですね。深夜というか時間外の部分に関することです。概ねその望月議員がおっしゃっている部分でいいと思います。あと2つ目の相談の窓口ですとかそういった部分なのですけれども、今のところ考えているのは総務課総務グループなので、窓口を設置していますよということを周知していかなければならないかと考えております。いずれにしても大元の考え方としては離職防止というところで、人的支援をしっかりと確保していくというところに行くのかなと思いますので、やはりそういうところで相談しやすい環境とかも考えていきたいなと思います。

○2番（望月清貴君） 分かりました。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第 8 号について採決します。議案第 8 号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第 8 号は可決されました。

◎日程第 1 1 報告第 2 号 委員会報告 令和 6 年度議会広報特別委員会報告

○議長（南 和博君） 次、日程第 1 1 報告第 2 号 令和 6 年度議会広報特別委員会報告ですが、本件はお手元に配布の報告書で調査終了、報告済みといたします。

◎日程第 1 2 発議第 2 号 特別委員会設置について

○議長（南 和博君） 次、日程第 1 2 発議第 2 号 特別委員会の設置及び日程第 1 3 発議第 3 号 特別委員会の設置を一括議題とします。発議第 2 号 特別委員会の設置の提出者は荒川議員、賛成者は、藤原、小口、和田の各議員です。この際提出者の荒川議員から本件の提案説明をいただきます。

1 0 番 荒川君。

○1 0 番（荒川賢一君） 発議第 2 号について提案説明を申し上げます。本件の提出者は私、荒川。賛成者は、藤原、小口、和田の各議員であります。本件は令和 9 年の次期改選期に向け議会の構成等についての調査を目的として地方自治法第 1 0 9 条並びに委員会条例第 5 条の規定により特別委員会を設置しようとするものであります。特別委員会の名称は次期議会構成等についての調査特別委員会としまして、委員の構成は会議規則によりまして議長を除く 9 名の議員をもって構成するものであります。議員各位の賛同をお願い申し上げます提案説明とさせていただきます。

◎日程第 1 3 発議第 3 号 特別委員会の設置について

○議長（南 和博君） 次に、発議第 3 号について提案説明をいただきます。提出者は和田議員。賛成者は、小口、望月、田中、中瀬、木下の各議員です。この際、提出者の和田議員から本件の提案説明をいただきます。

9 番 和田君。

○9 番（和田 健君） では発議第 3 号 特別委員会の設置についての提案説明を行います。本件の提出者は、私、和田。賛成者は、田中、小口、望月、中瀬、木下の各議員となります。本件は地方自治法第 1 1 5 条第 1 項。議事の公開の原則により美深町議会広報の

編集、発行及び広報誌の果たす役割の調査並びに町民との懇談会等による広聴活動を行うことを目的として地方自治法１０９条及び委員会条例第５条に基づき設置するものであります。特別委員会の名称は令和７年度議会広報特別委員会、委員の構成は６名で議会の閉会中も活動ができるものとし、設置期間は調査終了までとするものであります。議員各位のご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ提案の説明といたします。

○議長（南 和博君） 只今、提出者の荒川議員及び和田議員からそれぞれ説明をいただきました。本件についてこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑がなければ討論を省略しお諮りします。発議第２号及び第３号について提出者の説明のとおり本議会に特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、発議第２号 特別委員会の設置及び発議第３号 特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。発議第２号次期議会構成等についての調査特別委員会の委員の選任につきましては、議長を除く全議員で構成するものといたします。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、次期議会構成等についての調査特別委員会の委員は木下、望月、中瀬、名取、田中、小口、藤原、和田、荒川各議員の９人に決定しました。続いて、発議第３号 令和７年度議会広報特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第６条第４項の規定により議長から指名致します。和田、小口、田中、望月、中瀬、木下、各議員を指名致します。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、特別委員会の委員は只今申しあげました６人に決定しました。議長から委員会条例第８条の規定により、只今設置されました次期議会構成等についての調査特別委員会及び令和７年度議会広報特別委員会を招集します。正副委員長長の互選をお願いいたします。只今から暫時休憩します。再開は概ね１０時４５分といたします。

休憩 午前１０時２５分

再開 午前１０時４３分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。議長から諸般の報告を申し上げます。休憩中に次期議会構成等についての調査特別委員会及び議会広報特別委員会が開かれ正副委員長の互選を行っております。次期議会構成等についての調査特別委員会の委員長に荒川議員、副委員長に藤原議員が。そして議会広報特別委員会の委員長に和田議員、副委員長に中瀬議員が就任しておりますのでご報告いたします。

◎日程第１４ 承認第１号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第１４ 承認第１号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び議会運営委員会からお手元に配布の調査事項について閉会中の所管事務調査の申し出であります。本件申し出のとおり承認したいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定します。

以上で本定例会に付議されました案件の一切を終了しました。これで令和７年 第１回美深町議会定例会を閉会致します。

閉会 午前１０時４５分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 藤 原 芳 幸

署名議員 和 田 健